

議会基本条例策定代表者会議

○平成26年4月3日（木曜日）

場 所 議 場

出席議員 15名

座 長 森 戸 洋 子 議員
副 座 長 宮 下 誠 議員
中山 克 己 議員
鈴木 成 夫 議員
片 山 薫 議員
渡 辺 ふき子 議員
斎 藤 康 夫 議員
水 上 洋 志 議員
板 倉 真 也 議員

湯 沢 綾 子 議員
白 井 亨 議員
林 倫 子 議員
小 林 正 樹 議員
百 瀬 和 浩 議員
五十嵐 京 子 議員

欠席議員 0名

副 議 長 露 口 哲 治 議員

事務局職員出席者

議会事務局長	加 藤 明 彦	議会事務局次長	飯 田 治 子
議事係長	内 田 雄 介	議事係主任	齋 藤 龍 憲
庶務調査係長	清 水 伸 悟	庶務調査係	前 坂 悟 史

午前10時06分開会

○森戸座長 おはようございます。議会基本条例策定代表者会議を開会いたします。

本日も、露口副議長にご出席いただいておりますので、ご紹介をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○露口副議長 ありがとうございます。

○森戸座長 前回、9条、10条を協議してまいりました。

11条であります。皆さんのお手元に11条の正副座長案をお示しさせていただいております。素案たたき台と正副座長案という形でお示しさせていただいているんですが、ないですか。机の上に置いていないですか。大丈夫ですか。

正副座長で事前に話し合っまとめさせていた

できました。全員協議会は他市と違って、小金井市の場合は公開をし、会議録を残すという特別な意味のある会議となっています。また、会議規則でも、全員協議会についてはきちんと位置付けを行っているという会議でもありまして、議会基本条例の中にきちんと明文化していくことは必要ではないかということでもあります。

たたき台の方をもうちょっと簡潔にまとめた方がいいだろうということで、一つは、たたき台の第2項を削りました。「市長から全員協議会の開催を求められた場合は、議長は速やかに対応するものとする」というのは当たり前のことですので、それをあえて言うことはないのではないかということ。

それから、第4項の「全員協議会は、原則公開

するものとし」ということについては、条文の第5条の「市民に開かれた市議会」のところで、「議会は、本会議、委員会及び全員協議会を原則公開とする」ということをうたいました。それとの整合性からいっても、これは必要ないということで削除したということでもあります。

たたき台の第3項、「議員が全員協議会の開催を請求した場合は、議長は速やかに対応するものとする」というこの言い方を、「議長は」というのを前に持ってきて、「議員が全員協議会の開催を請求した場合は、速やかに対応するものとする」ということでもあります。

基本的には、全員協議会は市長が議会に求めて開催するというのが通常であります。ただ、議員サイドからも、この問題については市長に全員協議会なり市長報告なりしてほしいという場合が結構あるんですね。それもきちんと保障した方がいいだろうということで、第2項については、「議員が開催請求をすることもできる」という文言を残し、「請求した場合は速やかに議長は対応する」ということをここに明記したということでもあります。

この点については、改選前の議会で、皆さんのお手元に素案たたき台の各会派の意見集約用紙があると思いますが、この中で委員長コメントというのがありまして、議員が開催を請求という場合に、1人でもできるのか、3分の1なのか、逐条解説等で規定してはどうかということでもあります。開催要求の議員数を明示すべきだということが議論になっています。事務局と正副座長の打合せの中でも議論になったんですが、2分の1にするのかということになると、臨時会の開催請求が3分の1、というと8人ですから、2分の1というのはちょっとハードルが高いのかなというのもある。この辺りはどうするか。1人でも開催請求があれば議長が動くとするのか。その辺りは皆さんでご議論いただくところなのかなと思っております。

すが、以上、正副座長の提案として皆さんにご提案させていただきたいと思っております。

先ほど言った「会議規則の定めるところにより協議の場を設けることができる」というのは、地方自治法の第100条の調査権、協議または調整の場の設置、議員の派遣、政務活動費、図書室の附置という、この条文の中で⑩として、この「協議の場」というのが入りましたので、これは前回も説明をさせていただいておりますけれども、この関係で会議規則についても変更し、協議の場として全員協議会を位置付けているということでもあります。

○宮下議員 今、ずっと座長の方から説明があったんですけども、議論しやすいように環境を整えようということで、正副座長の打合せのときに、事務局の方も一生懸命いろいろ提案していただきまして、打合せをしてきました。今、お話があったように、全員協議会の部分は小金井市ではもう既に公開でやっているという状況もあるという点が1点と、地方自治法上の改正があって、地方自治法上にも、今、説明があったように全員協議会をうたうことができるということで、そういった趣旨の項目が入っているという環境が整っているということもあって、ここの第11条の部分は、そういう意味ではうたいやすいのかなと思います。これまでの議論の中では、全員協議会だけやたら詳しい規定が第11条の中にあるというの、ちょっと不自然な感じもありまして、よりコンパクトというか、必要な部分に絞ってきちんとうたっていけばいいのではないかというような議論で、正副打合せのときにもそういった話がありました。

そういったことで、ある程度きちんと整理していく中で、第11条については5項目あったのを3項目に絞ったということでもあります。今も説明があったかと思いますが、たたき台にあった第4項の「全員協議会は原則公開とする」というのは、もう既に第5条にもうたっているし、同じ

内容のものを2回、3回うたうのはおかしいのではないかというか、前回の議論でも出ましたけれども、そういったことを重複は避けるということもあって、議論の中で整理をして、それでこの正副座長案ということで出させていただきました。とにかく何かば一んとぶつけていかないとなかなか前に進まないかなというのもあって、ちょっと勝手ですけども、正副座長案ということで提案させていただいております。

○片山議員 開催請求なんですけれども、多分前回の改選前の議論のときには3分の1と書いてあったんですが、4分の1になったんですか。会議規則の方を見ると4分の1となっているので、というのを参考に申し上げます。

○森戸座長 何ページですか。（「18ページ」と呼ぶ者あり）地方自治法、18ページで、3項ですね。臨時会請求は4分の1以上ですね。だから開会請求でいえば6人か。

それと、全員協議会について、なぜ条文で位置付けたかという、申合せの中では、全員協議会は一言、二言しか出ていないんです。次長、そこを説明してもらっていいですか。

○飯田議会事務局次長 全員協議会につきましては、こちらのハンドブックのところには、資料の配付数ぐらいしか書いておりませんで、位置付けですとか、そういったことまで書いていないという形でございます。ページの方を確認させていただきます。

○森戸座長 ありがとうございます。ですから、全員協議会の位置付けというのは会議規則で協議の場を設けるということだけで、どういう場合にやるかとか、そういうことの規定がありません。本来は全員協議会ではなく、市長報告もしくは常任委員会や特別委員会で重要案件を報告して、公開の場で行うというのが、正式の場で行うというのが本来の在り方ですけども、しかし市長が意見を聞きたいという場合もあるわけで、それを保

障していく上でも全員協議会というのはあるのかなと思っています。

あえて都市計画とうたったのは、都市計画法が改定されて、議会の意見を聞かなくてもいいようになったんですよね。都市計画審議会には議会の意見を聞かないで提案することができる、諮問することができるようになったんですが、しかし重要な都市計画の問題について小金井市議会が何も知らないということにはならないだろうということで、今は全員協議会で都市計画の重要な問題については報告をしてもらうということになっています。その点から、あえて限定的に都市計画ということのをこれは述べているということです。そのほかの最重要課題という問題については、市長が最重要課題だと判断した問題について報告をするという形なのかなと思っています。何を重要課題とするかというのはそれぞれ違うのかもしれませんが、重要政策というのはそういうことです。

○飯田議会事務局次長 先ほどご紹介いたしました全員協議会の申合せ事項でございますが、ハンドブックの81ページにございますので、ご覧いただきたいと思います。

○森戸座長 81ページですね。開催の判断及び部局への出席については議長に一任することとする。なお、全員協議会の記録は25部作成することとし、配付先は委員会記録と同様とする。25部というのは、何で25部なのか。（「議員数」と呼ぶ者あり）議員数ですよ。だから、今、24人だから24なのね。

まず、第1項からいきます。第1項で何か分からないことや疑問点などありましたら。特になし。では、これはよろしいですか。

○飯田議会事務局次長 第2項の、「議長が速やかに対応するものとする」というところなんですけれども、「対応」という意味が、即開催をするということなのか、あるいは市長と調整した結果、結果的に開かないこともあるということ想定し

ていくのかというので言い回しが違って来るかと思ひますし、もし「対応」という言葉のままですと、逐条解説の方にその旨をきちんと書いておかないと、ちょっと誤解を生むところはあるかなと思っております。

○森戸座長 打合せの中では、1項と2項を合体させるという話もあったんですが、これは分けて出てきているんですが、「速やかに対応する」というのは、何人かで議長に要請すると。議長はそれを受けて市長と協議をするわけですが、開くかどうかの判断は市長の権限になっていかざるを得ないと思ひて、そういう意味で議長が速やかに調整をするということなのかな。もしくは、議長が必要と判断した場合は、会派代表者会議を開いて、会派の中で協議をして、全会派が一致して市長に全員協議会を開いた方がいいという申出をした場合には、議長にそのことを一任するというところもあるかなと思ひます。ただ、議長の勝手な判断ではなかなかそれはできないということです。そこまではできない。

1項についてはよろしいですか。では、これは確認されたものとして第1班に送らせていただきます。さっきのハンドブックの方も調整をお願いしたい。

たたき台の第2項を削除するというところは、これはよろしいですか。それも確認いたしました。

次に、第3項です。ちょっと言い回しが変わっているところがあるのと、先ほど申し上げたことがありますけれども、いかがでしょうか。あとは開催請求、議長の判断としてどのようにしていくのか。

○五十嵐議員 最初のたたき台の方の各会派の意見集約用紙、改革連合から、開催要求議員数を明示すべきだと書いてありまして、一つは、条文ではなくて逐条解説という言い方があるんですけれども、逐条解説でいいのかという感じがちょっとするんです。それが一つです。逐条解説で、かな

り数なり、何分の1という数を明示するというか、言っていくのはどうなのかなというのが一つ引っかかる場所なんです。

それからもう一つ、さっき3分の1か4分の1かという話がありましたけれども、確かに臨時会のあれは4分の1で、委員会条例の方は3分の1というような規定があるんですけれども、これはどっちに合わせた方がいいのかというのが、ここは議論のしどころかなと思ひて、どちらに合わせるにしても根拠をはっきりさせないといけないかなと思ひて、私の意見としては、逐条解説に何分の1とか載せるんだったら、条文に載せてもいいのかなという気もして、それからもう一つ、3項と関係するんですけれども、「別に定める」という言い方が、こっちの方にかかってくるのかなという、そちらもどう解釈していいのかと思ひて、

「別に定める」といったときに、それが逐条解説のことなのか、更にまた別に要綱みたいなものがあるのか。要綱なら要綱でもいいような気がするんですけれども、逐条解説というのはいちよつと弱いような気がしますという意見です。

○飯田議会事務局次長 ただいまの五十嵐議員のお話でございますけれども、こちらの第3項の「別に定める」と書いた場合は、別の条例ですか要綱、要領あるいは申合せ事項等に定めていかなければならないという形になると思ひます。逐条解説での解説というのはいくまで解説であつて、3分の1とか4分の1というようなことを規定するのであれば、別に定めを作らなければならないということになると思ひます。

○森戸座長 要綱でもう少しいろいろ書いていくのかなとは思ひて、今、五十嵐議員からは、何分の1とかいう規定をどうするかということと、そうした場合にその根拠をどう考えるかということです。条文に載せるか、それとも条文に載せなければ、逐条解説ではなく別の形に

すべきではないかという、この3点だったと思います。

○齋藤議員 ほかの条項にも多分「別に定めるもの」ということは出てきますよね。ですから、それは要綱なり規則なりを別に定めなければいけないものですから、そこに入ればいいものであって、逐条解説、今、次長から説明があったように、私もそこで規定するというものではないと思っています。ですから、要綱なり規則なり、どっちみち作らなければいけないんですから、そこに定めればいいと思います。

○森戸座長 要綱で定めるということではいかがでしょうか。よろしいですか。では、要綱で定めていくということで、そうしますと、どのぐらいの人数で開催請求した場合に議長が動けるのかということなんですが。

○齋藤議員 ハードルを高くする必要はないので、4分の1でもいいし、一致すればもっと、6分の1でもいいのではないかなと思うんですが、今のところ4分の1ぐらいなのではないですか。それ以上の議論になると議会運営委員会ということになるかと思いますが。

○五十嵐議員 私はそういう考え方ではなくて、3分の1なのか、4分の1なのかと、もう少し理由をちゃんと説明すべきだと思うんです。ハードルを高くするとかしないとかいうことではなくて、しかも開催請求するなり、それに対して対応するという事になれば、それなりにどこかで時間を使って対応を考えなければいけないわけですから、低ければいいというものでもないような気がしますので、3分の1、4分の1という自治法上なり規則、法律の方であるわけだから、それは根拠を調べるべきかなと思うんです。

○飯田議会事務局次長 正副打合せの方でも申し上げたことなんですが、全員協議会の規定につきましては、大体多くの市が規定自体がないということをご紹介させていただきたいと思います。全

員協議会の規定がないのが、多摩市、調布市、東村山市、小平市、八王子市、会津若松市、栗山町という形で、そういった形で規定がないところがほとんどだということをご紹介させていただきたいと思います。

あと、今、議員からの開催請求につきましては、議会基本条例の方で全員協議会の条文を設けていて、かつ要綱ですとか規定を設けている市というのを何市か見たところでございますが、いずれの市も議員から請求をしてというのは規定がございませんでした。恐らくそういった規定を設けずに、事実上そういったことで議長にお話しして、議長が判断してというのはあるのかもしれませんが、規定にまで設けている市は今のところ、2、3市見たんですが、ございませんでした。以上、ご紹介で申し上げます。

○森戸座長 ありがとうございます。

○齋藤議員 これは市長が説明すると言えば、議会は拒むものではないはずなんですよ。その中身で、この中で議決するものではないわけですよ。ですから、次長が述べられた条件よりもハードルを高くする必要がないというのはそのことであって、これから条例に定めれば正式な会議ということになるかと思うんですが、議会基本条例のみに規定されている準公式な議会ということで、私は自治法上以上の高いハードルは求めるものではなくて、合意ができれば、議会の中で6分の1でも8分の1でも、条例提案は8分の1でできるわけですから、そういう意味でハードルを高める必要はないということです。

○白井議員 これに関しては、場合によっては議会運営委員会で議論していくことなのかなというところもあるんですけども、これに関して私の意見としては、4分の1でいいのではないかと考えています。ハードルが高い、低いというのは人それぞれの捉え方なので、低いと思う方もいれば、高いと思う方もいらっしゃると思いますが、そも

そもそれで請求した場合に、この条文の案にもありますように、請求して必ず開催しないとイケないわけではありませんから、結局内容を精査して、ある意味、議長と市長でその内容によって調整して開催するかどうかを決めるということですから、請求を上げることに関してはそんなに高いハードルを設ける必要はないのかなと思っております。

○森戸座長 4分の1でどうかと。白井議員のおっしゃるように、4分の1で提案したからといって開会できるものではないということなんですよ。それは市長と議長との調整がどうしても必要になってくるしということなんですよ。議員提案は8分の1（不規則発言あり）ごめんなさい、議員提案は12分の1、開催請求は4分の1、委員会の開催請求が3分の1（「委員定数」と呼ぶ者あり）委員定数の3分の1。

○加藤議会事務局長 今、率をというお話になっていると思うんですけども、今までの小金井市議会の全員協議会の開催の実態はどうだったかというのを振り返りますと、今の時点では、先ほど次長の方からご紹介をさせていただきましたハンドブックの中に、「開催の判断及び部局への出席については議長に一任することとする」という形になっていて、それが変な話、1人か多数かというのかかわらず、開催の判断は議長に一任ということで、今までの流れですと、会派代表者会議であるとか、そういう中でこれは必要ではないかという話が多分出てきて、それを市長の方に調整をして、時として全員協議会になる場合もありますし、また、先の条文の協議の中でもありました市長報告、これで市長の方が報告をするという形になるというような調整を多分されてきたのではないかと思います。

先ほど次長の方から紹介させていただいた他市の例で言いますと、全く規定されていないところと、規定の定めのあるところとして、要綱もしくは規定の中に別途定めているというところ、また、

先般、議会運営委員会で視察に行きました塩尻市などでは、全員協議会を開催するという条文があって、第2項の中に「議長が必要と認めるときは全員協議会を開催することができる」という、そういうたい方を、大体今、言った三つのパターンに分類できます。もし4分の1とか何分の1というのをどうしても入れるということであれば、入れ方としては、私としても別に定める要綱なり規定の中に入れるということになると思うんですけども、その辺の今までの開催の実態等から考えて、どのような形で全員協議会を開くと流れてきているのかというところも少しご考慮に入れていただいた方が、逆に今度、何分の1ということになると、それより少ない数になると、そもそもそういう声すらも上げられないのかということももしかしたら足かせになることもあり得るかなというのがありますので、その辺のところもご協議をいただければと、参考までに。

○森戸座長 これまででは、多分私の記憶が間違っていなければなんですが、例えば区画整理の事業内容が変わるといった場合だとか、再開発事業の中身が変更されるとか、そういう場合に、それは委員会ではなくて全体の問題なので、全員協議会を開催してほしいという議員サイドからの要請を市長にするということがあったわけです。それはあくまでも議員それぞれが市長にするということで、ルール化は全然なかったもので、それぞれの判断でみたいな形になっていたもので、そういうことからすると、しっかりルール化して議会としての動きを機敏にできるようにした方がいいのかなということだと思うんですよ。

4分の1の根拠とか、3分の1の根拠となると、地方自治法そのものの成り立ちがなぜそうになっているのかということにも深めていかないとイケないのかなというのもあるので、例えば会派代表者会議でいえば、二つの会派が欠席をした場合は会派代表者会議は成り立たない、成立しないという

判断とかあるわけです。だから、そういう意味で、例えば2会派以上、複数会派以上の請求があった場合はという言い方もできるのかなということだと思っただけなんですけれども。

今日、結論を出すわけではないので、自由に皆さんの方で議論していただいて、最初は意見集約用紙で持ち帰っていただいて判断するということになると思います。

○白井議員 意見だけ述べておきます。何分の何とかいうのは要綱に記載する形でいいと思っています。場合によっては逐条解説で触れてもいいと思うんですが、基本的には要綱でいいと。この条文に関しては、「速やかに対応する」というのが、さっき述べられたようにあやふやな意味合いとして捉えられてしまうおそれもあると思いますので、今の何分の何ということもありまして、結局議長が適切に判断するという形になると思いますので、「議長は、議員が全員協議会の開催を請求した場合は、その必要性を判断し対応するものとする」というような条文にしてはいかがかなということだけ意見を述べさせていただきます。

○森戸座長 ということは、議長が必要性を判断して対応するということですかね。

○白井議員 細かいことは切りがないので、それは意味合いとしては、市長と調整した上で判断するという意味も含めているつもりです。

○五十嵐議員 委員会条例の3分の1というのは、3分の1のものから審査すべき条件を付して招集の請求があったときは招集しなければならないということで、3分の1の場合はしなければいけないという規定ですよ。ただ今回の提案の座長の説明ですと、会派代表者会議を開くなりして、そこで判断をするという説明がありましたよね。だから、議長と市長との判断とか、いろいろ言い方があるんですけども、その請求要件と開催要件がどうも違うのかなと思っていて、私が最初にこの条文を見て思ったのは、むしろちょっと委員

会条例に近いイメージを持ったので、これが対応するものとするというところの意味が、会派代表者会議を開いてなりして、そこでまた判断するというもう一つのことがあるのであれば、そういう実態の中で何分の1なのかなという判断をしたいと思うんですけども、そこをどう捉えていいのかというのが最初からあったので、根拠をちゃんとという言い方をしたんですけども、そこを共通認識にした方がいいような気がします。

○斎藤議員 地方自治法でいえば、そこで議会の権能で決められたことであれば、市長に対してもそれはある意味強制力が働くわけですけども、議会基本条例というのは議会だけのことですよね。ここで決めたことが、市長に請求したときに、市長は議会基本条例にのっとって行動しなければならないということではないと思うんですよ。ですから、市長の行動までは制限できるものではないんですが、少なくとも議長に対して対応させる。ですから、成立条件を何分の1という形で決めたとすれば、それに基づいて議長は必ずそのとおりに動かなければいけないという形でなければおかしいですよ。その結果、市長と対応したときに、市長はそれは拒否するというのもあって、それ以上先は議会基本条例が効力を発揮しないということもあるのかもしれませんが、先ほど座長がおっしゃった、ここで開催請求をした後に議長が会派代表者会議で協議するというのは、私はそれはないと思っています。ここで4分の1なり、8分の1なり、12分の1で決まったことは、議長はもうそれは動かなければいけないということなんだろうと私は思っています。

○小林議員 私も、斎藤議員が今、言われた内容を受けて考えると、実際は議長がお話を受けたら、会派等で話をされるということになると、局長も先ほど言われたように、人数を定めることが本当に意味があるのかということなんです。形式的なものになるのであれば、議長がそれに対して動き出す

という部分で押さえておくことが実態に即しているのではないかということを今の時点では考えました。

○森戸座長 私の説明が不足していたら申し訳ないんですけども、一定の議員の人数で議長に申し入れると。しかし、申し入れた以外の議員はそのことを全く知らないで議長が市長に申し入れるということは、ちょっとあり得ないのかなど。要件を満たしていれば、それは速やかに対応するわけですけども、その上でも丁寧に議長が、会派代表者会議で一定数以上の賛同を得て開催請求が来ているので、議長としては動きたいということ発言をされて、そこで確認をし、動くということはあるのかなという意味なんです。全体が知らないといけないということと、議長が勝手な判断で動くということは、全員協議会というのは全体に関わる問題なので、できる限り避けた方がいいのかなという意味で、会派代表者会議などでということを上上げたんです。要らないではないかと言われると、そうかもしれないんだけど、その辺りはどうなんですかね。丁寧にという意味で、会派代表者会議というのを、報告すると、そこでだめだと言われたからということではなくて、やりますよということぐらいは伝えるのはあってもいいのかなど。

○片山議員 実際、動きやすい形を考えるとすれば、会派代表者会議という丁寧な場というのも必要ですけども、例えば複数会派とかからの申出があった場合に各会派に確認をするというような感じですか。議長が一応確認していただくというぐらいで動くというようなことを想定できないかなとは思っているところです。

○森戸座長 そういう意味では4分の1でも、4分の1は請求することができるんですよ。五十嵐議員がおっしゃるように、委員会規定は開催請求があったら開催しなければならないという義務規定ということからすれば、開催できる規定で

も。

○五十嵐議員 会派代表者会議なのかどうなのかはともかく、私は一定の人数の方から請求があって、議長がそれを受けて、ほかの会派の方にこういう請求があるということも含めて一旦そこで説明するなりして、それで次の段階に行くという手続は現実的だろうと思いますし、そうしないとほかの会派の方から、少数の方から出てすぐ開きますという話になると、多分ほかの会派からいろいろ苦情も出る可能性もありますので、現実的にはそのように運ぶべきだろうと、運ぶようにしていただくべきだろうと思うんです。

もう少し言うと、ただ単に説明ではなくて、それは全員協議会を開くべきだという一定の会派の賛同というのは必要なのではないかと思うんです。今回の場合、特に全員協議会は公開で行われるわけですから、そこにはかなりの時間とお金もかけてやるわけですから、それはごく少数の人たちのあれで全部そうになっていくということにはならないのではないかと考えていまして、一定程度の開催までの賛同というか同意というのは私はあつてしかるべきだろうと思うんです。それが大体3分の1か4分の1ぐらいでもいいのではないかと思いますけれども、だから請求そのものは逆に言うともう少しハードルが低くても構わないと思いますけれども、実現に至るまでには、そういう合意形成というのはしていくべきではないかと私は思います。

○森戸座長 会派の中でしていくべきだということですね。

○斎藤議員 実際に全員協議会を開くときに、今までのケースも含めて言えば、例えば議員が市長に対してこれに関しては全員協議会で説明してくださいという形で、市長自ら、今回の4月11日も多分そうだと思うんです。議会の中で人数を数えているだけでなく、議員の中から声が出れば、では開きましょうという話になるわけです。今後

もそうだと思います。それから、議長が必要だと思って開催することもあると思います。ただ、今の条文が適用される時には、ある程度必要ないとか、必要あるとか、少し対立するときを想定せざるを得ないんです。ですから、その形で言えば、何分の1にするかは別として、議員から要求が出た場合には何分の1ということを確認に定める必要があって、それで定めた以上は議長は少なくともそのとおり動かなければいけないということなんだと私は思っているんですね。ですから、あとこの部分で意見交換は必要だと思いますけれども、これから先になると、ここの話ではなくて、議会運営委員会の中で議会改革の中での議論になっていくのではないかと思います。

○森戸座長 ということ斎藤議員からはご意見を頂いたんですが。

○水上議員 全員協議会については、共産党としては何度か全員協議会を開いてくれという要求は、市長に申し入れたりとか、会派代表者会議の中で発言したりということがあったんですが、これはルール化されていないから、市長の判断であるとか、議長の判断であるとか、会派代表者会議の中で全体の一致があるかどうかという形で処理されてきたと思うんです。なかなか僕らが申し入れたことがすぐに実現するというにはならなくて、だから、そういう申入れがあったときの扱うルールというのは、今までと違って、全員協議会が議会基本条例の中にきちんと正式な会議として明記されるわけですね。そうなったときにある程度ルール化する必要があるのではないかなと思うんです。「速やかに対応するものとする」というのは、開催しなければいけないということではなくて、議長が市長と協議をすとかいうことですね。だから、数を決めるということになると、地方自治法で決まっているということもあって、4分の1ということだったら、それも一つかなとは思いますが

あったときに速やかな対応をします。つまり、それは市長との調整を含めて行っていくわけだから、そういうことについて行っていくルールというのは明文化しておく必要があるのではないかと僕は思うんです。その辺が、会派代表者会議で議論して決めるということになってくると、今までと同じことになるので、それはルール化ということにはならないので、ある一定の申出があったときには速やかに議長がその対応をします、そういう定めをすべきだと思うんです。ただ、それを各会派に説明もしないまま手続をするというわけにもいかないで、僕は会派代表者会議をわざわざ招集するよりも、幹事長に連絡するとか、そういうことで全体に知らせた上で対応していくとすればいいと思うんです。その先、開催されるかどうかというのは分からないわけけれども、そういう意見があったということで動いていただくということの規定は是非作っていただきたいと思います。

○森戸座長 今、新たな提案で、一定の開催請求要件が満たされれば、議長は各会派の幹事長にこういうことで開催請求がありましたという連絡だけはするというやり方もあるのではないかなということですね。

○小林議員 今、3人の方の意見を聞いていても、結局会派がそれを確認するのか、協議をするのかということを持ち帰るなら持ち帰って考えておかなければいけないと思っているんです。確認だったら、今、水上議員がご提案のような方法もとり得るかなと思うんですけれども、協議をするかどうか。前々回の五十嵐議員のご発言のように、ここで定めた人数が、要求の人数なのか、開催の人数なのかというのは、それは確認なのか、協議のスタートなのかで視点が変わってくると思うので、そこは会派をどう使うつもりなのかというのを決めないとまずいのかなとは感じています。

○森戸座長 今、開催請求要件か……。

○小林議員 要は、開催をしてくれと、協議をし

てくれという申出なのか、その人数に達したら議長はもう受けるしかないということなのかということですよ。

○森戸座長 だから、開催要求、ややこしいけれども、何人が集まったら議長は動かなければいけないということなんですよ。

○小林議員 その動くのが、会派は確認の場であったりとか、それだったら幹事長に電話するだけでいいということになると、要求と言いながら…。

○森戸座長 開催の方向で動いているということになるということですね。

○小林議員 ということになってしまいますから、議長があつてないような感じになってしまうので。ただ、全く何もないと、議長はどのようなさじ加減で決めたのかということにもなってしまうので、ある程度、何人かの平場の中で協議をしていく必要があるかとは思っているんですけども。

○森戸座長 そうですね。その辺りはどう捉えるかですよ。

○宮下議員 今、現実行っていることを議会基本条例にうたっていこうというのが基本ベースで、みんなが合意できれば当然ちゃんとした改革的な形で規定するのはいいとしても、それを考えると、現実的にどう行っているのかということ齋藤議員も五十嵐議員もおっしゃっている中で、今、考えていたんですけども、今は結構、議長が幹事長みんなに声をかけて、やるよとかいうのでやっているものもあるのかなと思うと、そうすると、ここで余りがちと規定するのも、もちろんいいですよ、改革的な話で合意できればいいんですけども、どうなのかなと今、思いながら聞いていたんですけども。

○鈴木議員 いろいろ皆さんの考えを聞いていて思うところはあるんですが、一つは、現状の運用に即した形でどう整理するのかということが一つ。それ以外、そこから踏み出していくのであれば、

恐らく齋藤議員が先ほどおっしゃったように、議会改革の取組で別のところでやるのがいいのかという、入口のところは二つあるのかなと思ってるんです。ただ、現状の運用、今の宮下議員の言葉のとおりだと思っていて、柔軟な運用、議長の裁量の中とか、そういう中での柔軟な運用が認められている方がいいのかどうかということも含めて、その上で現状の運用をどう形にしていこうかという整理の仕方なのかなと思ってるんです。だから、実際に全員協議会が開かれるときの状況を考えたときに、どういう形で決めていくのが、私たちも開催要求しやすい、議長も受けやすい形に整理して、今の運用はそういう形になっていると思ってるので、そこを整理できればいいという考えなんです。そういう意味では、数を規定するのが果たしていいかどうかについては疑問があります。

○中山議員 私も宮下議員と同じ意見なんですけれども、ここでこれからの開催についてどうやっていくかという議論まで含めてしまうと、結局議会改革の一環になってしまつて、まとまらないと思うんです。絶対にまとまらないと思うんです。ですから、現状をどう捉えてまとめていくかということに私も同じ意見ですし、それから、ここで具体的に明記することがどうなのかということについては、議会ハンドブックですとか、いろいろな諸規定、今までの慣例とかあるので、明日からいきなりこうしようということにはならないと思うんです。ですから、私はそういう今までの慣例とドキュメントで、ある一定、運用については担保されているのかなと思っておりますので、私はあえてややこしくしなくても、シンプルに、正副座長案でどんといけばいいのではないかというのが、個人的な意見ではありますが、これは皆さんの意見もありますので、そこは尊重していきたいと思っております。

○板倉議員 委員会の開催請求と本会議の開催請

求というのが地方自治法などにもうたわれていて、先ほども発言がありましたように、一定数の要求を満たせば開催しなければならないとなっているわけです。先ほど水上議員も言われましたように、全員協議会の場合には、現状では、一定の会派から開いてほしいという申入れがあった場合に、議長が会派代表者会議などで相談しながら、市長と相談しながら開くかどうかという判断をしていくわけです。全員協議会についても、委員会や本会議と同じように、一定の要求を満たせば議長が市長に開催するように要請をしていくというルールというものはあった方がいいだろうと思っているんです。現行は、全員協議会というものが最終的には議長の判断に委ねられているというところがあって、そこは一定のルール化をしておいて、一定の要求を満たしたならば議長が市長に開催を求めるという規定が必要ではないかと思うんですよ。その点、ご意見を伺いたいと思うんです。

○片山議員 板倉議員に確認したいんですけども、本会議というのが地方自治法では請求できるようになっているんですけども、委員会条例は小金井市が作ったもので、先ほど言ったように開催するという話ではあるんですけども、本会議の方が開催できるのか、請求だけなのかというところのあれかもしれないんです。

○中山議員 僕も実は意見を先ほど申し上げる前に、板倉議員と同じような疑問というか、点についても考えてはいたんですが、それについては、議長というのは公正中立であるべきですし、例えば自分の考え方は置いておいて、議会の中でどうあるべきかということは考えて、歴代の議長もそのようにやってこられたと思います。例えば議長が議会の中で暴走しだして、こんなの必要ないとかやりだすと、それは議長不信任につながるわけで、いろんな諸手続というのは、規定としては現状は整っているのかなと思っていまして、その運用上、問題はないのかなとは考えております。

それは僕の個人的な意見ではあります。

○森戸座長 ちょっと休憩します。

午前11時05分休憩

午前11時22分開議

○森戸座長 お時間をとらせていただきまして、ありがとうございました。では、再開いたします。

先ほどあった臨時会の開催請求の件なんですけど、この条文では、地方自治法第101条第3項は、4分の1以上の者は臨時会の招集を請求することができるということでありまして、請求したときに、市長は招集しなければならないとはなっていない。あくまでも招集することができるということ、市長が招集しないときには、議長に招集権が付与され、議長は招集をしなければならないということが地方自治法第101条第6項でうたわれています。これは地方自治法の改定の一つの大きな目玉だったかなと思っていまして、そういう解釈だと思いますので、そこはご理解をいただければと思います。

今、議論をしてきました。第2項については各会派持ち帰っていただきたいと思います。問題は、議長がどう対応するかということにかかっています。この間、この協議の中で出ている意見は4点です。一つは、例えば4分の1以上の開催請求があった場合には、議長はそのまま判断をして市長に申入れをするなり対応するというやり方。二つ目には、会派代表者会議を議長が開催し、一定以上の開催の同意が得られれば議長は市長に開催請求をします。3点目は、議長は会派代表者会議を開き、これだけの開催の請求があったので開催するという報告、確認のみにする。それから4点目には、会派代表者会議を開かず、何名の請求があったということを各会派の幹事長に知らせるだけで良いではないかという、この4項目かなと思っています。そういうことでよろしいですかね。もう少し意見を言いたいということがあれば。

○齋藤議員 意見なんですけれども、ここで4分の1が各派の開催条件となってしまうと、ほかのことにも影響してしまうのではないかと思います。私は議長が動く前提としての条件として4分の1となっていた方がいいと思います。それプラス、第1項で、これは市長が議会に意見を聞きたい場合、要するに開催をする主体が市長であって、第2項は議員がとなっていますよね。それプラス、議長が必要と判断した場合というものも、入れ方は別として、どこかにあった方がいいのかなと思います。

○水上議員 幹事長の報告という話をしたんですけれども、数だけ請求があったという結果だけ伝えるということではないと思うんですよ。その趣旨であるとか、そういう中身も含めて報告するというのと、幹事長にという話をしているのは、機敏に対応してもらおうということが大事だと思うので、もし会派代表者会議が開かれる日程があって、そこで報告できるんだったら、それにこしたことはないのだから何らかの報告をするという形で理解してもらった方がいいのではないかと思います。会派代表者会議にこだわらずに各会派全体に伝わるような手だてをとるというようなことで、幹事長にと、そこだけに決めてしまうということではないという趣旨だということです。

○森戸座長 それでは、今、いろいろご意見を頂きまして、第2項は集約用紙を作って議論していくということによろしいですか。もう一回申し上げます。第2項については、今、それぞれの皆さんからご提案があったことについて集約意見用紙をまとめますので、その中でまた議論をしていくということによろしいですか。では、そのように確認をさせていただきます。

次に、たたき台の第4項ですが、先ほども申し上げましたように、第5条でこれはうたっているのを削ってもよろしいのではないかと、これは確認させていただいてよろしいでしょうか。

では、それは確認をさせていただきます。

第5項は、要綱を作るということは、これはいかがですか。齋藤議員も必要とおっしゃったし、五十嵐議員も必要ということで。これは要綱を定めていくということによろしいでしょうか。

それでは、第11条については終わりたいと思います。

次に、第12条に入っていきます。第12条は非常に重要な項でありまして、議会の議決事項の追加であります。地方自治法が改定をされ、第96条は、議会の議決というのは制限列举されているということなんです。第96条第2項で議決権が拡大されています。これは法定受託事務も含めて議決権は拡大されているわけです。非常に議会の重要な役割ということもありますので、ここは次長から議決権の問題について説明をしていただければと思っております。事前に正副座長でお願いしてありますので、よろしくお願いいたします。

○飯田議会事務局次長 議決ですけれども、議決といいますのは個々の議員の評決の終結として、合議体として形成された議会の意思決定ということが議決ということでございます。議決事件の追加でございますけれども、地方議会の権能を強化するため必要と認められる案件を条例で追加することができるという形に規定されております。平成23年の地方自治法の改正によりまして、今、座長の方からご案内がございましたように、法定受託事務に係る事件についても、国の安全に関する事、その他の事由により議会の議決すべきものが適当でないもの以外は条例で議会の議決事件として定めることができるという形に拡大になっております。

一方、これまで地方自治法第2条第4項で、基本構想について議決が必要だったわけでございますけれども、こちらが削除されているという経過がございます。ですので、そういったことを踏まえて、基本構想などについて議決事件として加えている市が何市かございます。

それから、あと1点、資料につきましてはコメントの写しをお配りしております。

それから、こちらの計画一覧ということで、基本構想などについて議決事件として加えている市が多いということをごさいます、参考資料として、小金井市の基本構想の関係の計画一覧ということでお出ししております。

それともう1点でございますけれども、市議会の方で第96条の関係で議決事件として加えているものがございます。こちらの例規集の95ページ、小金井市職員の定数に関し地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事項指定に関する条例というのがございます。こちらにつきましては、かなり昔、昭和30年、40年の初めぐらいまでにあった定数外職員、こちらは正規職員ではないんですけども、フルタイムで働いていた職員というのがございました。こちらの職員につきましては、希望すれば共済組合にも入れていたということをごさいます。そういった職員が定数外でいたために、そういう職員を市長が増やしていくというようなことを防ぐために議決事項として加えたということで、こちらの条例が昭和24年に制定され、最終的な改正は昭和33年ということで、こちらの条例は残っております。しかし実態としてそういった職員はおりませんし、こちらを廃止した方がいいのではないかとということをご意見を頂いているといったことが経過としてございますので、ご報告いたします。

○森戸座長 ということであります。今日の資料のコメント地方自治法の124ページ、3枚目の裏です。条例による議決事件の追加ということで説明が書かれております。一般的に本条1項による議会の議決事項は制限列举と解されているが、2項は地方公共団体に関する事件につき条例によって議会が自らの判断で議決事項を追加することを認めている。地方分権改革において地方議会の機能強化が唱えられ、地方議会の活性化の一

環として本項の規定を活用することが要請された。近時の議会においては、これに呼応して基本計画を含む重要な計画を議決対象にするなど、積極的な動きが見られるところであるということであり

ます。その後半部分には、先ほど申し上げた法定受託事務について追加はできないということになっていきましたが、先ほど次長が説明されたような、例外規定はありますけれども、議決事項として追加することができるようになったということになっています。

例えば、栗山町議会などは議決事項の追加の中に、基本構想及び総合計画、都市計画マスタープラン、住宅マスタープラン、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画、これらを盛り込んでいます。ただ、先ほども説明がありましたけれども、他の市議会は基本構想と基本計画というところが多いのかなということなんです。

小金井市議会としてどのようにしていくのかということ議論していく必要があるかなと思っ

ているんですが、現状は、地方自治法の改定で、基本構想、基本計画は議決事項から外されたんです。しかし、今回の第6期基本構想は議決をしたんです。外されましたけれども、議会が議決をしたんです。今後これをどうするかということはありません。同時に、しあわせプランで計画の一覧を事務局から提出していただきました。これだけ46項目のプラン、計画があるわけですけども、議会としてどこまでこの計画に関与していくのかということです。地方自治法が改定されて、先ほど言ったように積極的に盛り込まれていると書いてあるんですが、実態はそんなに計画だとか含めて新たな議決事項の追加をしているところは少ないわけです。小金井市議会としてどうあるべきなのかということをきちんと議論していくことは必要なことかなということです。

その上で考えなければいけないのは、直接民主主義としての市民参加というのは、各分野ごとにかなり発展をし、公募市民含めて計画策定に市民の声は反映されつつありますが、しかしその計画が出てきても、間接民主主義の市民代表である議会の声というのは反映する場というのがなかなかないですね。計画が策定される段階で議会の意見も入れてほしいとあって、入れ込んでくれる部署もあれば、そうではないところもあったりするのかなというのもあるとあって、最終的に議会が一定の議論をし、最終の計画としてまとめていくということがあってもいいのではないかと個人的には思うところがあります。その点では、例えば10年間のスパンの計画などは、かなり議会でも議論し、反映させるということが必要なのではないかとと思うところもあって、その辺り、皆さんのご意見はどうなのかなと思います。問題提起として投げかけたいと思っています。条文で作るとしたら、先ほどの第12条の文言に、「次に定めるものとする」ということで述べられている後に、(1)、(2)、(3)という形で付け加えていく形になるのかなということになります。

この点については、たたき台の各会派の意見集約の中では、旧みどり市民ネットと共産党からは議決に加えた方が良くということでありました。ほかの会派の皆さんは原案了承ということでした。議決事項を追加する余地がある文言を逐条解説に盛り込んだらどうかというのは委員長コメントとしてあるということです。説明が長くなったんですが、以上です。

○板倉議員 事務局に伺いたいんですけども、議決事項というのは条例に明記しなければいけないんでしょうか。それとも規則みたいな形で委ねることはできないんでしょうか。

○飯田議会事務局次長 議会基本条例に必ずしも規定しなくても、ほかの条例で規定するという形で、いずれにしても議会基本条例か別途の条例、

とにかく条例で規定はしなければならないということになります。

併せてご紹介したいんですが、他市の議決事件の拡大についての条文をご紹介させていただきたいと思います。まず1点は、地方自治法第96条第2項に基づき、こういった事件について追加すると書いたものが、八王子市、調布市、流山市、小平市の例でございます。それから、特に議会基本条例には規定しなくて、別の条例で定めますという書き方にとどめている市、これが多摩市、あと遠いんですけども岡山市などがございました。それから、もう一つは立川市の例なんですけれども、市政の運営について最も適切な決定をするために、議決事件の拡大について検討していきますというたい方が立川市で、あと、全く議決事件の拡大について規定がされていない、全くこういった条文が盛り込まれていない市というのが、会津若松市、東村山市ということでございました。そういった形で、様々な市のパターンがございまして、特に会津若松市や東村山市につきましては、自治法上そういった規定がもともとあるので、あえてうたわなかったのかなと考えております。

○斎藤議員 座長のお考えをお聞きしたいんですけども、12条で、これをこの場で協議する上で、第2項の項目について協議をしていくのか。今、次長から説明があったように、どういう項目があるかは別として、議会基本条例に織り込むのか、別の条例で指定していくのかと、そういう協議、どちらのことを求められているのかなと思ひまして、条例の形式のことを言っているのか、追加する内容についてこれから協議しようという話なのか。そこを教えてくださいませんか。

○森戸座長 両方なんです。議決権の拡大に何かを加えていくのかどうかということも含めて協議をしていく必要があるかなと。それは、その条文上どうするのか。ここで加えるのか。それとも加えない形で、先ほど言われた立川市のような形に

して、あとは他の条例で作っていくということにするのか。その辺りだと思うんですね。まず、第96条第2項の議決権の拡大はうたうのか、うたわないのか。そこから入っておいた方がいいのかなど。

○五十嵐議員 うたうのか、うたわないのかということは、第12条そのものが必要かどうかという意味ですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）一応第12条に関しては、前回までのたたき台で原案了承ということで改革連合としては言っているのですが、うたうのは私はいいのではないかと考えているんです。ただ、今、現状は基本構想だけということになりますかね。基本構想は載せていくのかなど。ただ、次に何をやるのか。例えば都市計画マスタープランを載せるのかどうなのかということに関しては、これは議会運営委員会の話し合いになるのかなと考えていまして、ここの段階では現状のところを載せていけば、あとは文言の何か訂正があればぐらいの話かなと考えているんですけれども。

○森戸座長 どうですか。何を載せるかまでやるかどうかというと、ちょっと時間がかかりますよね。現状は、基本構想まではこれまで議決をしてきたわけです。そこをどうするかなんですけれども、でもそれはここの議論にならないのかな。

○五十嵐議員 一応ここの条例の策定に関しては、現状をまず前提としてというのがありますので、ここで議決事項の追加というのを載せていますので、しかも実態として基本構想をやっていますので、ここまでは載せるのが現実に即したやり方なのかと私は思います。

○森戸座長 現状は、この議決事項の拡大は条文に載せるということによろしいのでしょうか。いいですか。載せる場合に、さっきも言ったように、立川市のようなやり方にするのか、それともきちんと（１）、（２）という形で載せていくのかどうか。それによって第12条のここの文章も変わってくるんですね。「次に定めるものとする」で

終わっているんですね。だから、そのようにするのか、立川市のようにしていくのかなんです。

○飯田議会事務局次長 小平市の例なんですけれども、（１）として、長期総合計画基本構想、（２）として、その他別に条例で定めるものという書き方をされているところがございまして、長期総合基本構想のみは一致を見たのかなど。その他のものについては別の条例と書いているところもございまして。

○五十嵐議員 その場合の、その他別の条例というのは何という条例なのでしょう。

○飯田議会事務局次長 うちの市のような、先ほどご紹介したような形の条例名になるかと思えます。確認はまだなんですけれども、そういった条例があるものと思っております。

○斎藤議員 第12条、この条文を載せるということは、「次のとおり定めるもの」ということで、ここに載せていくというのが至当だと思います。

○白井議員 第12条そのものは当然載せると思っています。あと、細かく書くかどうかは、正直まだ迷っていますので確実なことは言えないんですが、基本条例自体が例えば市民の方も見たりということと、きっちりここに明記した方が分かりやすいと私は思います。ただし、どこまで載せるかがいろいろ議論になると思いますので、できればこれは議会運営委員会になるのかなとは思っております。

一つ意見なんですけれども、例えば審議会等で市民参加がなされているというようなことはさっき述べられている部分はありましたが、私は結構懐疑的と言ってしまうと、ちょっと失礼な言い方になってしまうんですが、審議会の委員はあくまで公募委員で自分で申し込んでいる方がほとんどだと思うんです。なので、別に市民から選ばれた市民代表ではないということで考えると、一つの市民参加の形であるにすぎないと思っていますので、どこまで現実的に含めるかどうかはまだ私も

まとまっています、そういった前提を含めて議会で計画について一定の議決をしていくということを検討すべきではないかというのは、意見だけ述べておきます。

○板倉議員 都市計画決定について、今、議会で全員協議会で報告だけになっていますよね。都市計画審議会があって、法律では都市計画審議会の決定でも決まるわけですよね。法律でそうなっている場合に、議会の議決事項に含めることは可能でしょうか。

○飯田議会事務局次長 申し訳ございません。法務の方で調査させていただいて、午後にご報告させていただきたいと思います。

○森戸座長 栗山町議会とか都市計画マスタープランを議決権の中に入れてから、だから都市計画審議会を経て議会で決定をするという形なのではないですか。都市計画決定というのはいろいろあると思うんですよ。都市計画マスタープランとして審議会で承認をする。（不規則発言あり）いや、していると思う。都市計画マスタープランは審議会で承認をしてもらっているんです。板倉議員が言う都市計画決定というのはちょっと違う話ではないかと。まちづくりの都市計画決定という、それは都市計画審議会で決定をしているから、そういうことなんですよ。（不規則発言あり）それは議会の議決事項には入れられないですよ。予算として議会としては決定することなんです。ただ、都市計画マスタープランは都市計画審議会が承認する、議会が議決するということはあり得る話だと思うので、個々のまちづくりの都市計画決定を議会が議決するというのは、法律上はあり得ない話だと思うので、調べていただいて。

そうしましたら、今、白井議員は都市計画の中身についてどこまで載せるかはちょっと検討する必要があるということですよ。ただ、第12条については入れる必要があるということですね。皆さんの方でいかがですか。

○斎藤議員 今の白井議員のまとめ方なんですけれども、どこまで載せるかではないですよ。何を載せるかです。

○森戸座長 どこまでというのは、何をという意味です。いろんな計画がある中で、どれを載せるかというのは検討したいと言われたように私は認識したんですが、それでいいですね。

○斎藤議員 その上で、五十嵐議員がおっしゃったように、今、現実に行っているものを今回条例で定めるという形にして、それから先はこの場ではないと思うし、ここでやるとしても、全部終わった後に改めてやらないと、もし始めるならそれだけで1年かかりますよ。意見として申し上げたい。

○五十嵐議員 すみません、さっきの小平市の例で質問なんですけれども、1点目の基本構想は載っていて、2にその他別の条例で定めると説明されましたかしら。その他別の条例というのが、小金井市のさっきの、もう廃止してもいいのではないかと条例が別にあるとなると、どうして二つにまたいで条例を作るのかというのがよく分からないんです。後で教えてほしいんですけれども、例えば改正するにしても、条例改正だから、どちらも同じように改正が必要ですよ。だから、別にわざわざやる理由というのがよく分からなくて、もし法的に何か理由があるんだったら、午後からでも結構ですので、分かってからで結構ですので教えていただければと思います。

○森戸座長 多分基本構想、基本計画はあえて明確化したんでしょうね。地方自治法が変わってくる中で、これだけという個別のものを入れ込んだことで、やるんだよという宣言をされたのではないかと私なんかは思うんですが。

○白井議員 あくまで推測なので、参考という形でいただきたいんですが、第2項を読むと、その他の議決事件の追加については別に条例で定め、積極的に活用するということが書かれてあって、

どちらかという意思表示の意味合いもあったのではないかなど。今、我々の市議会でも言うように、それ以外のことは1年以上時間がかかるかもみたいな話があると思うんですけども、場合によっては同じような話の中で、内容は決まっていなくても、追加を活用していくということを意思表示という意味ももしかしたらあったのではないかというのは、あくまで推測です。

○五十嵐議員 そういうことは多分考えられることなんですけれども、だからといって条例の扱いとして二重になっているのも不自然な感じもしますので（「調べていただいて」と呼ぶ者あり）もし分かればということをお願いしてありますので、よろしくをお願いします。

○森戸座長 では、昼休みにして、1時から再開したいと思います。よろしいですか。では、休憩します。

午前11時56分休憩

午後1時開議

○森戸座長 再開いたします。

議会基本条例策定代表者会議を再開いたします。それでは、午前中に引き続き、第12条の議決権の拡大について協議をいたします。

何をここに盛り込むのかということで、基本構想ぐらいを盛り込む必要があるのではないかと。その点で小平市はどうかというご意見がありました。また、板倉委員からは、都市計画決定は議決できるのかという疑問もありまして、その辺り（「午後一で聞くことになっています」と呼ぶ者あり）分かりました。では、分かり次第ということで、それはいきます。

あと、皆さんの方から何かご意見とかございますか。

○片山議員 基本構想について盛り込むというのは私もいいと思うんですが、それ以上に積極的に使っていくということでも、検討する上でも、小

平市みたいな記述を一つ加えておくということは必要ではないかと思います。

○森戸座長 小平市のような形ということで、小平市が、基本構想とその他条例で定めるという二本立てということですよ。五十嵐議員もそういうことでしょうか。違いますか。

○五十嵐議員 私はどちらかという二重になるような気がするので、体裁としてどうなのかなと思ったということです。

○板倉議員 小平市の方式も一つの道と感じているんです。この第12条の中で、基本構想以外に加えていくとなると、その都度条例改正が必要になってまいります。もう一つの方については、基本条例の中には、その他条文は書かないんでしょう。（「もう一つの方の条例改正」と呼ぶ者あり）だから基本条例そのものの改正は必要にならないので、小平市方式というのも一つの道だと私は考えております。

○森戸座長 小平市は地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決すべき事件は別に定めるもののほか、市政にとって重要な計画等であって、議会と市長等が市民に対する責任を担うものとして、次に掲げるものとするということで、長期総合計画基本構想が（1）、その他、別に条例で定めるものという言い方です。

ほかに。

○斎藤議員 私は基本条例1本でいくべきだと思います。その他条例は別に作る必要はないではないですか。そのために基本条例を作っているわけですから、基本条例の中に列記していけばいいことであって、ほかの条例を改正するのも、基本条例の改正をするのも同じだと思います。

○片山議員 私も別にどちらでもいいんですけども、基本条例の中に定めるということが、どれというのを今、確定できない段階だと思いますので、あえて小平市のような形もいいのではないかと思います。ただ、基本条例で定めるというこ

とであれば、どのような条文になるかということ
を何か例文を挙げながら検討できればいいのでは
ないかと思います。

○森戸座長 具体的な条例案ですよ。

○片山議員 そうです。何かこの計画ということ
が、それを議論していくとかなり時間がかかって
しまうということもこれまでの中でも出てきてい
る話ですし、私もそう思いますので、今、この時
点では、その追加ができるということだけをうた
っておくということで、どのように記していくか
ということが検討できればとは思っています。

○森戸座長 全部検討するのは難しいので、基本
的なものを入れた方がいいということですよ。
基本構想と追加するもの。立川市議会は先ほど述
べていただいたんですけども、不断に検討する
という言い方もあるようです。いかがでしょうか。

○片山議員 いずれにせよ持ち帰りになるかとは
思うので、その際の条文を考えていく際に、長期
基本構想だけということを書くのか、それともプ
ラス追加をしていくということを加えるのかとい
うことについて、その条文の書き方についてを基
本条例の中で足していくということなのか、ある
いはほかの条例という形であえて規定するのかと
いうことは、持ち帰りの中で提案する条文の中
で考えていけばいいかなと思います。それから議
論をしていくということかなと思います。

○森戸座長 では、持ち帰って検討していただく
ということでもいいですか。

○斎藤議員 あえて条例を分ける意味が私は分か
らないので、片山議員と板倉議員、別の条例で定
めるという意味が私はちょっと分からないので、
教えていただけませんか。

○板倉議員 私の先ほどの言い方というのは、そ
れも道だよという発言をしています。議会基本条
例、当初のスケジュールがあります。大分押して
はきていて、当初のスケジュールどおりにはいか
ない部分というのは皆さんお感じだと思うんです

けれども、第12条のところ、斎藤議員が言われ
るように、基本構想以外の部分についてどこまで
組み込んでいくかという議論に入っていくと、相
当時間がかかるなと私は正直思っているんです。
それで何を加えるかを出し合って、全体が共通す
る部分だけ載せるという方法もあると思うんです
けれども、そこでまた、これはどうだ、あれはど
うだという議論に入っていくということも考えら
れますので、そうすると小平市のような道も選ん
だ方がいいのではないかと判断の上で、あえて
ああいう発言をしているということです。

○片山議員 私も何回も申し上げているんですけ
れども、いずれ追加して積極的に活用するという
ことを何かしら書いておいた方がいいということ
で申し上げます。だから、基本条例の中でそ
ういったことを追加するというのであれば、そ
ういった付け加える文面があればいいのではない
かということをご提案しています。それか、ある
いは小平市のように、「別で定める」という形での
追加を加えるということもあるんだろうというこ
とで、それはどちらの条文も提案しながら、そ
の中で議論していければいいかなと思っています。
長期基本構想のみという形にしてしまうのはどう
なのかなということも申し上げているということ
です。

○森戸座長 先ほどあった市の職員の第96条第2
項の議決事件がありますよね。あれが整理されな
い場合には、ここと整合性がとれるような文章に
しなくてもいいのかなどうか。そのために、
「(3) その他別に条例で定めるもの」とうたう
のか。でも、あれ1件で、廃止するようなもの
のためにそういうことにはならないだろうけれど
も、どうなんですかね。長期基本構想というのは
あくまでも議決事件としてうたえばいいと。では、
議決事件ではなくて、その他条例で定めるもの
としてうたわれるもの、小平市の(2)のような
ものはどういうものがあるのかということだと思

んですよね。具体的には何があるんですかね。

○片山議員 栗山町の条例は参考になるとは思いますが、ただ小金井市でそれをやった方がいいのかどうかというのは検討が必要かなと思っていて、それであえて私はそうやって列挙するというのは今の時点ではないと思っているんです。ただ、栗山町で書いてあるものを、これを小金井市に当てはめたらどうなのかということも議論した方がいいかなとは思いますが。

○森戸座長 事務局に伺うんですが、例えば何とかなの総合計画といった場合に、第96条第2項に基づき、例えば高齢者福祉総合計画の議決条例みたいなものを作らざるを得ないかな。

○加藤議会事務局次長 この議決事項をもし加えるということで、議会基本条例の中に議決事件の追加をもうたうとすれば、その中に多分、第96条第2項の規定により議会の議決すべき事件は云々ということになると思うんです。その後ろにその具体的な項目をぶら下げていくということになると思いますので、それが例えば、当初作ったときに一つだけだったのが、もし二つ、三つということになれば、例えば(1)で何かがあったわかっていて、今度追加ということになれば、(2)とか(3)とかで多分追加すればいいだけの話です。ただ、片山議員がおっしゃるような、それを積極的に云々というものをその議会基本条例の中のどこかに入れたいということになると、例えば第2項の中にそういうような文言を入れるか、もしくは第1項の中にそういう文言を入れた上でという、その辺はちょっとテクニク的なところがあると思いますけれども、です。項目を足すということであれば、議会基本条例の中における議決事件の拡大の部分の条項の中に、(1)で一つだったのが二つ、三つ、これは問題なくできると思います。

○森戸座長 その他別に条例で定めるものというのは、何らかを想定していると思うんですよ。今、

局長がおっしゃったように、計画だとかはここに(2)、(3)でつなげていけばいいというものだと思うんです。では、その他別に条例で定めるものとは何ぞやと。これは、例えば法定受託事務関連だとかで何か出てくるということはないのか。おととも皆さんで議論したときに、法定受託事務で議決権拡大できるものが何があるのかという、そこも皆さんで共有しておいた方がいいかなということだと思うんですけれども、その辺り。

○飯田議会事務局次長 法定受託事務の中で、地方自治法第121条3のところで定めるのに適していないものとして挙げられているのが、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の関連、あと災害救助法施行令の関連でございます。そういったもの以外は基本的には法的には定めることができると考えられると思います。

○森戸座長 例えば、法定受託事務というと、戸籍の事務とか、生活保護とか、そういうものということになって、例えば生活保護の何とかなに関する条例を作るという場合などは、第96条第2項の議決権の拡大ということになっていくんですかね。戸籍事務なんかもそうですよね。

○飯田議会事務局次長 法定受託事務の関係ですけれども、国政選挙ですとか旅券の交付、生活保護、国道管理、戸籍事務というようなことが主に挙げられるのかなと思っております。あともう一つは、都道府県議会議員選挙ですとか知事選挙に関し、市町村が処理することとされている事務というのも挙げられると解釈されております。

○斎藤議員 今、その議論とこれはリンクしているんですか。私はしていないような気がするんですけれども。

○森戸座長 リンクしているんです。

○斎藤議員 そうですか。例えばそちらの方で、勝手にと言ってはおかしいですけども、条例について市議会の議決を要するとされたときに、もうその段階でその他の条例ということが入ってい

ると、言ってみれば我々が知らないところで議決事項になっているということも可能性があるわけですよ。そういうことなんですか。

○森戸座長 今、何でこれを議論しているかという、そこなんですけれど、小平市条例で（２）にその他と書いてあるわけではないですか。斎藤議員からも疑問が出されて、これは入れなければいけないのかという話なわけです。（「要らない」と呼ぶ者あり）要らないという話なんだけれども、でも、入れた方がいいという会派もいらっしゃるわけですよ。だから、斎藤議員からはどういうことなんだという質問があったかなと思っていて、五十嵐議員か、それで、今、そこを深めておいた方が（不規則発言あり）つまり計画などについては（１）、（２）、（３）で入れればよいものなんです。それ以外に、もし議決権の拡大で条例として入るものは何かと考えたときに、法定受託事務で、（４）として、生活保護に関する何々ということだけでいいのかどうかという、それはそうはならないと思うんです。一定条例を作らないと、例えば生活保護に関する夏季手当の補充についてみたいな形になるのか分からないですけども、ということになると条例になってくるわけですよ。

○五十嵐議員 当初、小平市のことで私が伺ったのは、そこまで想定していなくて、むしろ、今、座長がおっしゃった（１）、（２）、（３）、（４）と、そこに計画なんかは付け加えていけばいいのではないかという思いがあったので、小平市のその他条例というのは必要なんだろうかと、むしろ要らないのではないだろうかとという思いで質問しているんです。だけど、その解釈が、その計画ではなくて、もっと違う話になってくるということ想定して小平市が作ったんだとすれば、それは検討しなければいけないのかもしれないんですけども、ただ、その部分というのは今の段階でかなり想定が難しいというか、かなり議論

しないと想定できにくいものではないかと思うんです。だから逆に言うと、それこそ議論した上で、条例が改正が必要ならば条例改正してもいいのではないかというぐらいな感じがしますので、現段階でそこまで考える必要があるのかと思うんです。ここの中で議論が分かれているのは、いろんな計画をこれから議決事項として増やしていくかもしれないというときに、多分片山議員が言った意見は、むしろ次の計画みたいなものに関しての余地を残すために、その他何とかを入れた方がいいのではないかと私は受け取ったんです。そういう意味では、そこは要らないのではないかというのが私の意見なんです。その想定がちょっと違ったので、それは小平市はどういう想定でそうなったんでしょうねというのを私が質問したことなので、それはその質問は置いておきますけれども。

○飯田議会事務局次長 小平市の状況をご報告させていただきます。こちらの条文につきましては、小平市としましては、基本構想以外の様々な計画、例えば都市計画マスタープランですとかもろもろの計画がございました。それを盛り込むかどうかということで議論になったそうでございますけれども、そういったものを入れていくと、そのたびに変えていくときに改正をしていかなければならないということで、基本構想のみ議会基本条例にうたって、その後の方は別途の議案の条例の方に盛り込んだということでございます。名称としましては、市政に関する重要な計画等の議決に関する条例ということで、今現在は都市計画マスタープランを挙げているということでございます。今後、議論をして、２個、３個と加えていくということはあり得るということでございまして、生活保護ですとか戸籍事務のようなものを想定しているものではないということでございます。

○板倉議員 先ほどの道というのは、私も片山議員と同じ方向だったんです。ただ、座長の先ほどの整理だと、計画については議会基本条例の本文

の中に（１）、（２）、（３）と入れていって、法定受託事務についての条例化については、その他別に定める条例という整理をされていたので、小平市もそうになっていたのかなと思ったんですが、小平市のことは今、事務局次長が言われましたように、計画も含めてその他に持っていっていますので、これから先の議論を含めていくと、小平方式も一つの道だなと私は考えたわけでありませう。

○五十嵐議員 小平市の話は今、説明を伺ったところで、それだとしても、結局もう一つ条例を作って、またそこで発していかなければいけないわけですよ。であれば、この条例の中で改正していくということは手続的には同じことになるのかなという思いがしまして、一本化してもいいのではないかと意見としては思っているんですけども。

○森戸座長 五十嵐議員としてはこの中に入れ込むということですね。だから、小平市のようなその他というのは要らないということですね。

○斎藤議員 議会基本条例と一般条例の違い、それによって改正するときには手続が変わるんですか。それと、理念的に議会基本条例というものは余りいじらずに一般条例を変えていくという、そういう法的な運用の仕方というか、策定の仕方とか、そういうのはあるんですかね。そうでなければ、わざわざ条例を分ける必要はなくて、全部ここに入れればいいことであって、削除するにしても、追加するにしても、同じ手続だと私は思うんですよ。二つの条例を見なくても一つの条例で分かる方が、それこそ市民の皆さんにも分かりやすい条例を作った方がいいと思います。

○森戸座長 議会基本条例の位置付けにも関わってくると思うんですが、最高規範という文言についてはまだ一致はしていないんです。一致はしていないんだけど、大まかにはそれが大きなものになっているということからすれば、小金井市議会の憲法のようなものなんだと思うんですよ。

だから、余りそこが変わるといふことにはならないのかなというところもあると。だから、そういう位置付けかどうかの一致点はまだ作れていないので、あれなんですけれども、基本的にはみんな最高規範とどこもうたっているんで、最高規範としての位置付けでやっていらっしゃる中でこの条例の在り方だと思うんですけどもね。だから、それが変わってはいけないということにはならないと思うんです。思うんですけども、そこをどうするかという、皆さんの判断だと思います。

○斎藤議員 私、そう言っているながら、第96条第1項の第15項には、その他法律またはこれに基づく政令により議会の権限に属する事項ということで、14項までは割と具体的なものを入れておきながら、15項で今、言われているようなその他法律、これに基づく政令という形で追加しているんですよ。それと同じようなことを議会基本条例の中でもそういうものをつけようとしているんですけども、そういう意味で言えばわからなくはないんですけども、小金井市議会で議決する事件というものは、具体的にこれこれの事件と言い切ることができるものばかりではないかと私は思うんです。だから、第96条は確かにあるんですけども、小金井市議会の基本条例を作る上では明確に分かるような形にした方がいいのではないかと、意見として申し上げさせていただきます。

○森戸座長 ということは、具体的に書いた方がいいということですか。条例は必要ないと。どっちが分かりやすいかですよ。条例を作った方がいいのか。もうここに入れ込めば、市民に分かりやすくという基準で考えてみたときに、それを見れば何を議会は議決するのかというのが分かるのかということだと思うんですよ。

○片山議員 いずれ議決することについて、議会の権能を増やす、そういったことを何か担保できるような、そういった条文であれば私はどちらでもいいとは思っているんですが、先ほど座長が整

理された、新しく入った議決のあれについては、割とほかでどう使われているかというのがなかなかまだ事例が出てきていないような気もしているので、少し調べてから、このようにした方がいいのかどうかというのは検討したいなと思うところでは。

○森戸座長 法定受託事務について議会の議決権をどう拡大するかというのは、小金井市議会でも本当は議論はした方がいいんですけども、ほかはどうですか。次長、何か分かりますか。

○加藤議会事務局長 各市の状況を見ますと、法定受託事務まで踏み込んだ市は今のところ見当たっておりません。基本構想や基本計画にとどめて、それを議決事項に加えますと書いている市が、先ほど申し上げたように八王子市、調布市、流山市、小平市、小平市は（２）がございすけれども、ほとんどの市がそういった基本構想関連でございました。具体的に盛り込まずに議決事項を拡大できますにとどめたい方もございすし、先ほど申し上げましたように、第96条第2項の拡大のことについて規定も設けていない会津若松市、東村山市の例もございす。

○森戸座長 わかりました。まず、意見は二つかなど。一つは、基本構想とその他別に条例で定めるものということと、その他別に条例で定めるものは要らないので、合意したものから（２）、（３）というように増やしていけばいいではないかという、この2点が論点かなと思っています。これは持ち帰っていただくということでもよろしいでしょうか。ほかに意見がなければ、そのようにしたいと思います。第3の意見があれば、それも書いていただいて結構ですので、よろしく願いをいたします。

では、次に行ってよろしいですか。次に、第13条、討議の保障ということ。自己研さん、調査、研修、政策立案、第4章に入ります。この表題は別にして、討議の保障、第13条、「議会は議

事機関として、その意思決定に当たっては議員間の公平で自由な議論に努め、市民に対する説明責任を果たさなければならない。２として、議会は意思を決定していくために、各委員会を中心に議員間討議を行うことができるものとする。３として、討議の保障に関し必要な事項は別に定めるものとするということでもあります。

この第13条については、たたき台の各会派の意見集約をご覧いただければと思います。

大体原案了承ですが、公明党からは、市民に対する説明責任はほかでもうたわれているので適切ではないと。また、議員間討議については必要だと思うが、質問回数の数え方など方法についてよく検討する。

改革連合、議会だより以上の説明は各議員の立場、考えによるということ。です。

委員長コメントとして、現状でも委員会協議会では議員間の協議を行っていることから、多数は上記の文言で明記すべきであるという考えであった。自由な議論に努めるとともに、市民に説明責任を果たさなければならないとの条文を入れるか検討することとした。公明党は持ち帰り。行政報告について盛り込む必要がある。また、庁議を経ないものでも議会への報告を行ってほしいものもあり、整理が必要である。所管事項の質疑については、規則、運用方法等についての整理が必要であるということが課題として残されています。

議員間討議という問題なんです、これは以前から小金井市議会ですと検討してきた問題で、不一致できています。他市の例などありまして、他市を視察したときには、全体としてはなかなか難しいかなということになりました。近隣でもそういう例がありまして、休憩して協議会でお話をさせていただいて、具体的なイメージを持っていただければと思いますので、休憩をさせていただきます。

午後1時34分休憩

午後1時48分開議

○森戸座長 再開いたします。

議員間討議の問題ですが、結局小金井市の議会は、先ほどのお話があった中にもあったんですが、委員会ではある意味、議員間討議をやっているということで、それもあって、条文としてはそれも含めた議員間討議ということで、これは残しておこうというのが全体の一致点だったかなと思っています。無理に議員間討議を行うというのは、現状ではなかなか難しいところがあるのかなと思うんですが、いかがでしょうか。でも私たちはやりたいというところがあれば。

○片山議員 現状のことは今、座長がおっしゃったような形だとは思いますが、これから例えば広報広聴委員会とかそういったものがどのようになっていくかというのは、それも議会改革に上がっているんで、また今後になってしまうとは思いますが、そういった場を設けていく際には、ある程度議員間討議という形になっていくのかなとは予想しているところです。

○小林議員 議員間討議の中身なんですけれども、次の条でも（４）にある、先ほども触れられましたけれども、議会は政策を立案するため議員による政策検討会を設置することができるという文言になっていますけれども、例えば片山議員が指摘されたようなことは、この（４）の整理の中で落とし込めていくとすると、今あるこの条というのは何が残るのかなと。これが先ほど座長が整理されたところで考えると、そこまで飛躍した、陳情の審査なんかを議員間討議で行うということがまだまだ議論が必要ということであれば、（４）の方を見直して、ここはそぐわないのかなというのが、今の議論を聞いていて感じたところです。

○森戸座長 13条全体がということですかね。

○片山議員 今、小林議員が指摘されたところと

いうのは、これは政策を立案するための政策検討会というのは全然違う意味合いですよ。私が言ったのは、広報広聴委員会というところがまだどうなるかは、これからの議論だからあれですけども、議会報ですとか、議会の広報についてどう考えるかというところは、これまでも議員間で討議をしてきたところがあると思っていますし、実質もしやっているとすれば、この策定代表者会議も議員間討議ということになるのかなとは思っているんですが、そういった実質的にやっているものもあるということも考え、また、これからのところで予想できるものもあるかなと思うところでは、こういった保障というか、はっきりと明記することは必要だと思っています。

○白井議員 私も片山議員の意見に賛成でして、結論から言いますと、議員間討議の文言と、こういったことをやるということは残した方がいいと思っています。実質やっていないという話ではあるんですけども、さっき他の方がおっしゃったように、例えばこの代表者会議でもやっていますと。場合によって協議会でもやっていますと。あと、委員会や本会議ではやっていないという意見はあるかもしれませんが、ある意味、僕は議員間討議だと思っています。それは何かというと、他の方が発言して意見を言う。これは直接的にやりとりは議員間では生じないんですけども、それぞれの考え、政策調査をその場で発表して、自分の考えたことと相違がないとか、あっちの言うことの方が理屈が合っているということも、その発言を聞く中で自分の意見を多少変えたりとか、参考にしたりということはあると思うんですよ。これはある意味、今の議会の議員間討議と捉えて、できれば望むべくは本当に議員間でやりとりをする、そういった討議を実現していく。そういった意思表示も表す上で、ここに議員間討議というのを残した方がいいかなと思っています。

○斎藤議員 この第13条自体が第4章にあるとい

うことがいいのかどうかということは、問題提起としてさせていただきます。第1項なんですけれども、「議員間の公平で自由な議論に努め」ということと、市民に対する説明責任と、一つの文章で、私はなじみが余り良くないということと、討議の保障ということであれば、第1項については、「議員間の公平で自由な議論を保障する」という言い方になるのではないかと思います。第2項については、先ほども説明がありましたように、ほかの方も言っているように、ほかの議会では議員間討議という言葉がありながら、実際はやっていない。小金井市には議員間討議という言葉はないけれども、議会運営委員会なり、この代表者会議の中では実質的にやっているというところなんです。「行くことができるものとする」という形にしておいて、委員会の議案の審査とか陳情の審査のときには、本来であればそこにも持ち込みたいという気持ちは私はあるんですけども、それにはかなり細かいルールが必要になってきて、それは「詳細は別に定めるものとする」ということで、第3項の中で、これを定めない限り、議案や陳情に関しては実質はできない状況ではあると思うんですが、現段階の小金井市の議会基本条例の中では、第2項、第3項というのはそのまま残した方が、これを作った上で策定した方がいいのではないかと思います。

○森戸座長 第1項のところは、もう一回、すみません、「自由な議論に努め」というところですか。（「これを保障するという感じになるのではないか。討議の保障というタイトルからすれば。市民に対する説明責任というのは、ほかの方も言っていらっしゃるように、ほかのところに書いてあるし、前半の言いたいこととこれはつながってこない」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。

○五十嵐議員 今の「市民に対する説明責任を果たさなければならない」というところに、前の改革連合から議会だより上の説明はうんぬんという

ことになるのかと思っけていまして、私もこのところで説明責任が出てくるのは、前にも出てきているし、要らないかなという感じがしております。

それから、いろいろ他市の状況なんかもお聞きしました。そういった中で見てみて、公明党が修正案を提案していまして、第13条としてまとめて、「議会は、議決機関としてその意思決定に当たっては委員間の公平で自由な議論に努めなければならない」という修正案が出ていますけれども、この程度のまとめ方でいいのではないかという気がいたします。

○森戸座長 今、五十嵐議員からそういうご意見がありました。いかがでしょうか。「その意思決定に当たっては議員間の公平で自由な議論に努めなければならないとする」ということですね。今、第1項の方の意見です。

斎藤議員からは、第2項を含めて、第2項も残しておいた方がいいのではないかという意見です。あと、第1項の説明責任というのはとってもいいということからすると、公明党の案でもよろしいということですかね。（不規則発言あり）そうか、保障するということか。

では、第1項の方を先にやりますかね。「説明責任を果たさなければならない」というのは、全体としては、これは要らないということですよ。ここは一致だと思うんです。問題は、「公平で自由な議論を保障する」とするのか、失礼いたしました、公明党のような「自由な議論に努めなければならない」とするのかというところです。

○白井議員 その第1項に関してですが、タイトルが討議の保障となっているので、それからするとなじみがあるのかなとは思いますが、タイトル自体も変わると思うんですが、第4章のタイトルが自己研さん、調査・研修、政策立案という形になっていまして、議員の討議を保障するというよりは、「努める」という言葉だったり、例えば小平市なんかでいうと、「議員間の自由な討議に

努めるものとする」ということとか、例えば多摩市でいくと、第13条に「議会は、議事機関としてその意思決定に当たっては議員間の公平で自由な議論を尽くすものとする」ということが書かれているんです。要するに、合意形成を図るために自由討議をする。それが例えば自己研さん、調査・研修、政策立案、こういったテーマに即してこの章の中に入っているのではないかという気はしますので、どちらかという、「努める」という言葉以外、いろいろ適切な言葉を考えたいんですが、保障というのではないのかなという気はしています。皆さん、いかがでしょうか。

○森戸座長 いかがでしょうか。斎藤議員からもう一回。

○斎藤議員 公明党は、修正案は分かったんですけども、これは第1項をこう変えるということなのか、第2項、第3項は必要ないということなのか分からないので、教えていただければと思います。

○宮下議員 はっきりは覚えていないんですけども、第2項、第3項を残すときは全部書いていると思うので、ですからこれは第13条として、全体としてこれでいいのではないかという提案だったと思います。

○森戸座長 第2項の議員間討議については必要だと思うが、質問回数の数え方など書いてある。だから第2項は残すということ。

○宮下議員 議員間討議を入れるとしたら方法をよく検討する。要は、みんなの意識の共有がまだできていないという気持ちがここでちょっとあったんでしょうね。

○五十嵐議員 私が先ほどこの案がいいと言ったのは、全部まとめてこの案でいいのではないかという考え方で申し上げておりますので、よろしくをお願いします。

○森戸座長 第2項は要らないということですか。

○五十嵐議員 第13条、これだけでまとめた方が

いいのではないかということでございます。

○森戸座長 それで、今の斎藤議員のご意見になったわけですね。

白井議員からは、保障とあるけれども、自己研さんということなので、お互いが努めるということがいいのではないかというご意見もありました。それは確かにそういうことかなと。そうすると、「自由な討議を保障する」とするか、「努めるものとする」とするか、この辺りが持ち帰る論点になりますかね。

○百瀬議員 白井議員のご意見のように、「議論を尽くす」とか「努める」ということになると、タイトルが討議の保障ではなくて、多摩市のように、討議の原則にした方がいいのかなと思います。

○森戸座長 題名も変えた方がいいということですね。小平市は、議員間の自由討議みたいな言い方になっていますね。第6章、議員間の自由討議（議員間の自由討議）、同じものを二つ入れている。

○五十嵐議員 原則というのはちょっと違うのではないかと思うんですけども、あくまでこれは、今までの実態としては余りない、これまでなかったので、議員間での討議をやっていきたいと思います。そういう新しい提案に近いかなと。実態はそれに近いことをやっているとしても、形式上は議員から行政へということが原則なんだろうと思うんですよね。だからこそ議員間での自由な討議を一步進めてやっていったらどうでしょうかという提案ではないかと思いますので、原則という言葉を使うと、何かちょっと誤解を受けるような気がするんですけども、原則という言葉はちょっと違うかなという気がするんですけども。

○森戸座長 多摩市のようなことにはならないと。討議の原則みたいなことにはならないと。基本的には、議会の会議規則では、議員ができるのは質疑と討論なんです。あと発言の通告、発言という、

できるのはこの三つなんですよね。だから、議員間討議というのは原則には当たらないということは、確かにそうですね。そうなると、原則にするんだったら、会議規則も変えるということに成ると思うんです。議員間で討議することができるという条を起こさなければいけないということですよ。

○小林議員 自分の中で整理したいんですけども、今やっていることに近いのでということでもありましたけれども、実際にこれが入ったときにどのように整理するのか教えていただきたいんですけども、今だと、今やっているよねと言ったのは、質疑の3問目で意見表明して終わる部分と、あとは採決前の協議会で意見を表明し合うと、この2点辺りを討議と位置付けようということなのか。それであれば、それをどのように、次第というか、どのように変わっていくのか、それとも実態は今のままなんだと、そこを教えていただきたいんですけども。

○森戸座長 だから、本来、現状、質疑の3回目に意見を述べるというのはあり得ない話なんです。質疑なんですから、あくまでも質疑なんですよ。意見は、一番最後に採決のときに、意見がありますかと聞いて、そのときに意見を述べるというのが本来の在り方なんです。ただ、それを現実的には、時間を早めるのか、よく分からないですが、3回目で意見を述べて終わるということを行われる方もいらっしゃるということですね。これはこれだと思うんです。終わった後に、委員会で、この採決をどうするかという協議になったときに、まだ調査が足りないから、もうちょっと市長に調べてもらった方がいいのではないかとこの話をし、そう言うけれども、でもここで採決なのではないかと、このように市長からも言われているし、根拠もできているしという、これが委員会協議会の中の討議、討論ではないかということからすると、この会議規則を現状変えなくてもやれる範囲

なのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○五十嵐議員 いろんな委員会の場面で、ちょっと違うんだと思うんですけども、先ほど片山議員が言われた、今日のこの代表者会議も実際上は討議ではないかというような、そういう言い方があったと思うんですけども、確かにいろんな意見を出し合っていてやっていますから、今日の場面なんかはある意味、討議に近いかなという気がします。それから、議会運営委員会では行政がないわけですから、それに近いやりとりがあるのではないかなと思うんです。それとは別に、例えば陳情、請願、議案なんかにしても、実際は行政とのやりとりなので、形は行政とのやりとりをしているんだけど、最初に反対の立場で物を言ったり、賛成の立場で物を言ったりしていきながら質問していくという、こういうやり方をしていると、それに対して、次の人は違う立場で質疑をするというようなことを実際にやられていますから、そういう意味では、話を聞いていると実際は分かってくるわけですよ。そうすると、自分と違う意見を言った人には、逆の立場で質疑をするみたいな形になっているという意味で、私は実際上、実態上、形式は質疑という形式をとりながら、討議に近い内容のときもあるのではないかと捉えているんですけども。

○森戸座長 何で議員間討議が出てきたかという、そこですよ。だから、結局、行政部局と独立している議会が請願、陳情だとかを例えば議論したときに、最終的な判断が、行政部局ができないと言っているので、ではできる範囲のところ趣旨採択にしようではないかとか、結局、行政の答弁次第でそういう成否が決まっていく。実はそうではないだろうと。議会は独立しているんだから、この問題が本当に市民から見ても必要だという、全体が判断すると。行政が難しいと言っても、議会としてはこれは採択するんだと。そのことを行政に、施行者側に求めていくという、本来はそう

いう在り方でなければいけないのではないかと
いうところだと思うんですね。だから、そういう
意味で、もう少し、そう見たときに、どう議会の
議論があるべきかということを考える必要がある
のではないかということですね。だから、五十嵐
議員がおっしゃるように、現状でもやっている
ということは確かにやっていると思うんですけれど
も、市民から見ると、行政からできませんと言わ
れて、そうですかと、これは無理なのねといって、
これが議会で不採択にされるというのは、それは
違うのではないかという思いを持つ人もいます
ですね。市民代表としての議会が、ではなぜだ
めだという判断をしたのかということもきちん
と説明責任を果たせるようにしないと、市民から
は納得がなされないのではないかということもど
うするかということだと思います。だから、うま
く説明できないんですけども。

○片山議員 新たな議会改革の提案になってしま
うと、またあれなので、できれば今やっているこ
とを確認しながらこの条文を整えていきたいとい
う思いはあるんですけれども、ただ、その先を考
えた上では、今、座長がおっしゃったような、市
民の思いをきちんと受け止めて、それを議論して
いくということであるとか、市政をきちんと確認
していくためにも、議員間討議というのがこれか
らどのような形になっていくのかというのは、ま
だやっていないことですから分かりませんが、
ただ、今のままの部局に対する質疑という形
だけでは物足りないものがあるなと私は感じてい
ます。実際、小金井市議会に参加されている方々、
皆さん割と自分の意見をしっかり持って、いろ
んなことを調べていらっしゃるということがあ
るものだから、本当はその議員にいろいろお聞き
したいことも結構あるんです。特に宮下議員とか、
いろいろと提案されること、こちらから質問した
いみたいなことも結構あるわけなんですけれど、
今そういう状況にはなっていないので、だからそ

ういった議論を深めていく、それでまたより良い
市政にしていくためには、本来こういったことが
できる、そうしていった方がいいなと思うん
です。ただ、今はそれは新しいことになってしまう
ので、確定したことは言えないんですけども、
そういったことを思い浮かべながら今あることを
規定していくという段階で決めていけないかなと
思っているところです。

○斎藤議員 議員間討議の概念というか、何をも
ってそう言うかということで、多分大分温度差が
あるのかなと思って、私なんかは直接その議員と、
言っている方の議論の根本になっているものは何
かとか、例えば何か提案されたときに、その財源
はどうなっているのか、そういうところの直接の
議論という意味で、私はそういうつもりでいるん
ですけれども、今、聞いていると、それだけでは
ないようなので、そこから議論しないと始まらな
いかなという感じで、そうすると、これはもとが
違うので、条例に入れるのはなかなか現段階では
難しいのかなという気がちょっとしています。ど
のようにまとめていけばいいのかということで、
非常に今、悩んでいるところです。意見だけ言
います。

○白井議員 さっきもちょっと述べましたけれど
も、実際、議員間でやりとりはしていないのが現
実であります。ただ、例えば本会議にしても、委
員会にしても、ほかの方が発言している内容をき
っちり聞いて、私自身が考えも及ばなかった観点
から意見を述べられたりとか、質問されたりする
というのは、私としては、自分一人では考えられ
ない部分を調査して述べられていると、そして質
問されているということ自体は、私自身いろいろ
刺激を受けているところではあります。それによ
って多少私の質問の、趣旨は大きく変わらなかつ
たかもしれませんが、質問の仕方だったりとか、
質問する内容が増えたり、減ったり、変わったり
するということがあって、私自身の意思決定とか、

もしくは全体の合意形成を考えたときに、ほかの議員の発言、質疑というのが非常に参考になるということはあるんです。これを一つ討議と捉えて、議員間討議という文言を明記するということが一つの考え方なのではないかということが一つと、さっきも言ったように、例えば協議会にしても、この場にしても、議会運営委員会にしても、部分的にやっている部分もあると。なので、どこでとか細かいところは明記せずに、例えば公明党案をベースに文言整理という形で入れられたらどうかなど思っております。

○森戸座長 そういご意見であります。斎藤議員が今、言われたことは、温度差があるというのはどういうことですか。

○斎藤議員 まさに今、白井議員がおっしゃったように、現状の中で議員間の討議ができていないかという考え方と、私はそうではなくて、直接ある議員の意見、発言、それに対する私なりの考え方をぶつけて、その中でやりとりをするというイメージでいたものですから、大分違うなどと思って、これを一致させるのはかなり難しいかなという状況で、私が言うような議員間討議をやるとすれば、条例の作り方というよりも、議会の審議の仕方自体も変えるような形になるので、この場ではちょっと難しいのかなと思っています。

○森戸座長 ただ、白井議員がおっしゃったり、片山議員がおっしゃったような、五十嵐議員もそうだし、この場でやっていることや議会運営委員会でやっているという現状を議員間討議と捉える。大枠の中の議員間討議だということ載せていく。将来的には、本来は斎藤議員がおっしゃったように、そう言うけれどもと、本当にお互いが議論する。それでお互いが考えていることをもっと修練させていくということだと思っております。だから、それができるようになればすごいなと思っておりますけれども。

○五十嵐議員 今やっているとすれば、議員提案

です。だから、その部分では直にやっているということになりますね。

○森戸座長 そうだと思います。議員提案はある意味、お互いの議員間の討議のいい場だなと思っております。

○小林議員 そうということだと、さっきの第14条の第4項のところ、食育の条例もそうだし、今これをやっているのも、第14条の(4)の方に近いと思う。市民の生活向上に資する政策を作っているわけですから、そのような内容ですから、そうすると(4)のこちらに入ってくるのかなと。話は戻りますが、現状のものをただ落としていくということだと、この第13条の存在意義というのも微妙で、片山議員が将来的にと言われてい、斎藤議員も言われているようなことも検討していくことは必要だということも認識はあるんですけれども、まだ不十分な状況だなというのを感じていると。第1項の修正案も提案している中で、あれですけれども。

○白井議員 それで言いますと、私の意見としては「保障」ではなくて「努める」という、そのようなニュアンスの言葉の方がいいという発言をしましたが、結局そういうことだと思っております。さっき私が述べたように、現状ではこういう意味での議員間討議だと。ただ、手の内を明かすつもりはないですけれども、それなりに本来の仕組みの中で議員同士が意見を戦わせるという、理想像ではないですけれども、そういった場を作りたいという一定の合意が得られるのであれば、将来的にはそういったことを目指すという意味でも、「努める」というような表現でまとめていくという形で、この条文は残すべきかなと私は考えております。

○片山議員 小林議員の提案が私は余り理解できないんですけれども、政策検討会の位置付けというところの認識が多分違うのかなと思っていて、今、行われているような議員間討議とか、いろん

な場を言っていますけれども、それとか私は広報広聴委員会という話をしていますが、そういうところこの政策検討会というのは、私はちょっと認識が違うんですよね。ですから、どのような認識でおっしゃっているのかを説明していただけるといいなと思っているんですが。

○小林議員 単純に食育の条例推進委員会とか、この委員会もそうだと思いますし、これも、用は格上げしているだけけれども、思いとしては同じだと思っただけです。ですから、これは全員参加になっているということもありますけれども、基本的には議会としての政策を立案するための委員会ですから、こういったところに位置付けられるんだらうなと考えているんですけれども、3分の1の人数でやるものがあったらいいと思うし、それを委員会として何か提案するということに、集まって議論をするということがあったとしてもいいんですけれども、この第14条の(4)というのはそういうものなのかという、結構明確な思いが、ただ、この第14条の(4)はまだ議論していないので、ここをもっと柔軟性を持たせる文章にしていこうということはまだ議論があるのかなと思いますけれども、現状はそういう認識です。

○片山議員 ありがとうございます。策定代表者会議をそう位置付けるというのは何となく分かるんですけれども、食育ももちろん分かるんですが、ただ、議会運営委員会ということをやさきから言っていますし、私としては広報広聴委員会という、これから新しく作るものというのはどうなるかということ、政策検討会とは違うのではないかという位置付けだと思っているところです。

○小林議員 広報広聴委員会は、まだこれからの議論ですけれども、特別委員会なり、目標を定めて、大きな山を越えるための委員会を作っていくということが検討できるだらうということになっているので、(4)には該当しないと思っているので、一応意見は言っておきます。

○森戸座長 今、意見の違いというか、若干ニュアンスが違うところがあるかなと思いますが、第1項について、なぜ入れるのかということですよ。自由な議論をすることによってより一層論点を明確にし、何が問題になったのかということをはっきりさせていくと。その最終的な結論がきちんと市民に説明できるような議論が必要なのではないらうかということだと思います。案件で、例えば誰も議論しないで採決だけで決めてしまうということというのは、何でこれが決まったのかというのが分からないわけですよ。それでは市民は困るわけで、討論もしないと。ただ、みんな何か決まってしまうみたいなの、だからそういう意味で、議論することによって市民に対してきちんと最終的な結論の結果のことを説明できるようにするという意味で、これはこういう文言を入れたららうと思っただけです。だから、そういう意味では、私は入れ込んでおいた方がいいのかなと思うところもあるんですけれども、公明党はどうしても外さなければいけないということでしょうかね、第13条。(不規則発言あり) そうですか、分かりました。

一応、第1項のところ、「議論を保障する」もしくは「議論に努めなければならない」という辺りは一つの論点であります。

第2項の議員間討議の問題ですが、これは先ほど来、あるように、実際にやっているのではないかと。確かに、関連質問と言いながら、実は前の人の関連とまるっきり違った質問をやっているわけだし、関連質問で相反する質問が行われることがあるし、議事進行で、今こう言ったけれども、この問題についてはどうなのかと、議事進行という名前のやり方で質問されて、何でもありではないんですが、議事進行の意味がきちんと伝わっていないなと、歴代の小金井市議会の意味合いが、拡大解釈がどんどん起こっているような感じもあって、実際にはやっているような状況

ですよね。ただ、相手の直接ストレートに、誰々議員はこう言うけれども、ではどうなんだという、斎藤議員がおっしゃるような質疑の仕方はしていない。それをやり始めると、多分永遠に終わらないのではないかというか、現状の委員会の日程や請願、陳情の本数、各市と比較すると、請願、陳情の提出本数は非常に多いわけで、全部こなすというのがなかなか大変だということもあって、議員間討議はなかなかそこには行き着かないだろうと。ただ、現状のやり方を維持するという意味で、議員間討議というのを入れておくと。自由闊達な質疑をお互いに保障すると。

○**小林議員** 私も、これをなくすとかどうこうではなくて、どういう意味があるんですかということとして、今の座長のお話の筋からいくと、議事進行の独特な使い方とかもこの中に形として定めてしまう、おさめてしまうということになるというか、今、活発な議論の例として挙げられたということは、公明党の意見のところにも書いてありましたけれども、この中身は何なんだということは明確にして、一文でも残すのであれば、そこは共通認識を持つ必要があるだろうと。

○**森戸座長** 議事進行は少しイレギュラーだと。

○**五十嵐議員** 最近思うんですけれども、特に請願、陳情の件なんですけど、陳情を請願と同じように扱いますよね。そのせいか、請願というものがゼロですよね。請願があった場合は、紹介議員がいて、その請願が委員会にかかるときに紹介議員の説明という場面があって、それで委員間討議というか、質疑というか、質疑までいったかどうか記憶にないんですが、紹介議員への質問というのもあったかなという気もするんですけれども、そのように保障があった、そういう時間があつたと思うんですが、小金井市はそれが今なくなってしまって、果たしていいんだろうか、悪いんだろうかということ時々思うんですけれども、実はそういう意味では、議員間討議というものの必要性

というはあるんだろうと思うんですよね。だから、今はなくても、どういう場面になるかは別にして、場面、場面でそれをやるようなことに努めていかなければいけないのではないかという気はするんです。このように条例を作る場面というのがもっと出てきて、活発になっていければ、それはそれで議員間討議ができる場面が多くなるかもしれませんけれども、それにしても市民からの陳情、請願に関しても、議員間での討議をできるだけするように努めることの方が、私は市民に対していいのではないかと思いますので、ここはこの条文は残しておいた方がいいのではないかという思いがいたします。

○**森戸座長** ありがとうございます。逆に請願がなかなか出しづらくなっているという、陳情の方が出しやすい。請願の場合は紹介議員を並べなければいけないということですよ。

ちょっと休憩します。

午後 2 時 31 分休憩

午後 2 時 33 分開議

○**森戸座長** 再開いたします。

ということでありまして、五十嵐議員から議員間協議は入れておいた方がいいと。今、いろいろな事例も挙げました。ほかに比べればかなり議員間討議をやっているのではないかというところはあるのかなと、実態を皆さんで出し合ってみてもありますので、これは残す方向でいければと思いますが、よろしいでしょうか。

ただ、第 3 項の「討議の保障に関し必要な事項は別に定めるものとする」とあるんですが、この名前も「討議の保障」でいいのかなとか。先ほど百瀬議員のご意見もありましたし、百瀬議員のご意見に対する五十嵐議員のご意見もありました。

これらを含めて持ち帰っていただけないかと思えます。新しい提案があれば提案していただきたい。第 3 項はいずれにしても「必要な事項は別に

定めるものとする」というのはうたっておく必要があるかどうか。これはどうでしょうか。もうちょっと事務局でも検討していただくようにしましょうか。

○白井議員 細かい話なんですけれども、第1項に「議事機関として」とあるんですよ。前文の保留段階ですけれども、「議決機関」という言葉を使っていて、これは場合によって使い分けるものなのか。どちらか決めるものなのか。この辺はどのように考えればよろしいですか。

○森戸座長 「議事機関」という言い方は、地方自治法で言っているんですかね。「議事機関」と「議決機関」の違い。どちらかに統一した方がいい。

○飯田議会事務局次長 法令用語辞典には、「議事機関」のところに「議決機関とも言う」という形になっておりまして、憲法第93条第1項では、地方公共団体はうんぬんで、「その議事機関として議会を設置する」ということで、憲法第93条には「議事機関」と書いております。

○森戸座長 ということでですね。「議事機関」という言い方なんでしょうね。「議事機関」と「議決機関」は地方公共団体においては議会を指し、同義のものと考えて差し支えないと。ただ、「議事機関」は憲法上に定められ、議会を指すことが明確となっているのに対し、「議決機関」は団体等の意思決定機関全般を指すことから、議会のみでなく、執行機関に対する決定機関という点で広く解されるということになっていますよね。これはウィキペディアなので、余りどうかというのはちょっと難しいですが。

では、ここはとりあえずもう一回持ち帰っていただくということでよろしいでしょうか。（「13条全体」と呼ぶ者あり）13条全体、はい。そのこの整理は第1班に任せますので、よろしくお願いいたします。文言の整理、「議事機関」か「議決機関」という整理です。（「まだですよ」と呼

ぶ者あり）まだ送り返しませんので、一致したら送りますので。

では、第13条は全体的に持ち帰ると。ただ、「説明責任を果たさなければならない」という第1項の部分は削除するということですね。「議論に努めなければならないとする」か、「議論を保障するものとする」とか、そういう文言にするかというところは議論の余地ありということだと思いますので、よろしくお願いします。あと、「討議の保障」という名称、ここは検討するということですね。

次の第14条、調査・政策立案です。ここは「議会は、次に掲げる制度を積極的に活用するものとし、調査活動を活発に行い、議会の権能を十分に発揮し、政策立案を行うものとする」ということです。

これに対する各会派の皆さんのご意見をご覧いただければと思います。これはいろんな議論がありました。公明党からは、第3号の附属機関の規定は了とするけれども、議会の持つ議決権などの特性を見極め、附属機関の設置には慎重な判断が必要であるということ。それから、第4号の、先ほどもありましたけれども、政策検討会は具体的な方法について会派間でイメージの共有ができていないということですね。自民党からも、第3号の附属機関は、審査、調査のために議会に対して専門的知見から公平な助言ができる外部のメンバーで構成される議会の諮問機関となるようにすることが条件であり、設置する場合には議長が速やかに予算措置をとり、きちんと機能するよう取り決めなければならないというご意見があります。

○飯田議会事務局次長 附属機関のことについて若干ご説明させていただきたいと思います。地方自治法第138条の4のところで、普通地方公共団体は、法律または条例の定めるところにより執行機関の附属機関として、例えば審査会とか審議会とか、こういうものを置くことができるという形

になっております。したがって、附属機関というのは執行機関に設けるものと解釈されると思います。

○森戸座長 それは、地方自治法が変わったのではないですか。変わっていない。そうはなっていません。

今、そういう次長の説明がありました。委員長のコメントを見ていただくと分かるんですが、第3項の附属機関は不一致になっています。どういう角度で配置するかということも含めて、引き続き継続して検討する必要があるということです。

それから、第4項の政策検討会については、もう一度議論した方が良く。市民との協働作業で条例を提案する場合にこの政策検討会を議論するということですね。市民との協働作業で条例を提案する場合にこの政策検討会が必要ではないかということです。附属機関については、設けているところはあるんですか。ちょっと調べる必要があるかも。（「138条の4の第3項」と呼ぶ者あり）これは多分、附属機関というよりも調査機関ということだと思うんです。地方自治法第100条の2が新たに加わって、「普通地方公共団体の議会は議案の審査または当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる」となっています。これを附属機関という言葉にしたのかなと思っているんですが、第100条の2の地方自治法のコンメンタルなんですが、このように書いてあるんですね。「本条の趣旨。地方分権改革のもとで議会機能の強化が叫ばれ、特に議会の政策形成機能の充実が強く主張された。本条は、こうした政策形成能力の向上を目的として、学識経験者等の協力を得る形でのいわゆる専門的知見の活用を定めたものである。本条の意義。本条は、議案の審査または地方公共団体の事務に関する調査を目的として、必要な専門的調査を外部の学識経験者に実施してもらうことにしたもの

である。こうした調査を外部の有識者を含む附属機関を議会に設置することで果たすことができるかについては、附属機関の附置は執行機関に認められるものであって、議会になじまないとの考えもある。しかし、三重県議会が基本条例において附属機関の設置を定めて以降、議会基本条例の中で附属機関の設置を盛り込む議会があらわれるようになってきている」ということから、議会基本条例の中にうたい込んでいるところもあるということでもあります。

実質は、例えば所沢市議会などは、専門家に依頼をして、議会改革についてかなり専門家の意見ももらいながら進めてきているという状況などもあって、そういう意味では、議会が調査をするに当たって、そういう学識経験者などを含む附属機関を設けるということは、問題はないのではないかとあります。なので、この辺りはちょっと議論になるところかなと。

例えば、小金井市議会などでも、開発の問題とか幾つかの問題で専門的な知見を聞きたいということで、公聴会制度や参考人制度を活用しようという話もあったんですが、結局賛否が分かれてできなかったということなどがあったんです。例えば再開発の問題でも、生々しい話なんですが、一筆一棟なのか、一筆分棟なのかという辺りというのは、私たち議会だけの判断では分からない問題も結構あったりするので、専門家の意見を聞いたかどうかという声もあったんですが、結局それはできずに、最終的にはふたを開けてみたら一筆一棟ではなかったという結果になると。そこに至る経過の中では、全会派がURに対してしっかりと調査してほしいということなどを提言を申し入れに行ったりとか、いろんなことはやってきたという経過はあるんですが、非常に今、専門的な知見が求められる問題も多いというのが事情としてはあるのかなと。

○片山議員 今、附属機関のことは確認されたと

いうことでいいんですよね。実際もう議会基本条例に盛り込んだところもあるし、所沢市などでも行っているということで、だめということではないという確認のもとで、第1項の方からの議論を進めていくということでしょうか。今の段階はどういうところになっているのか。

○森戸座長 ただ、今こう見てみると、(1)と(3)はある意味、重なっているところがあるので、これは一緒にしてもいいのかなと思うんですが、今のコンメンタールの話はいいですか。

○飯田議会事務局次長 今、コンメンタールのご紹介がございましたけれども、あくまでコンメンタールは三重県議会がそういったことはしているけれども、附属機関を設けるのは執行機関に認められるものであって、議会になじまないとの考えもあるという形でご紹介されております。

松本英明さんの「逐条地方自治法」をご紹介させていただきたいんですが、第100条の2のところでございますが、従来から議会において専門的な知見を要すると考えられる場合の制度としては公聴会があるが、これらの制度は意見を聴取することができるにとどまり、議会が必要とする専門的な知見を得ることができるような調査・研究を求めて報告を受けるといったものではない。また、議会の意を受けた執行機関がその附属機関や第三者に調査・審査または調査・研究をさせ、議会にその結果を説明することはあろうが、制度的にはあくまで執行機関の執行の一環として位置付けられるものであるという形です。平成18年の改正は、議会の活動として議案の審査及び当該地方公共団体の事務の調査に関し、専門的な知見の活用が必要となった場合に議会が学識経験者等に専門的事項に係る調査をさせることができることとしたものであるという形になっておまして、あくまで執行機関の附属機関にその調査を依頼して、その報告を議会が受けるという場合と、あと、独自に専門的な学識経験者に調査をお願いするというこ

とを想定した解釈のされ方がおまして、執行機関に附属機関というものは設けられるものとは一般的にはなっておりますが、それについてはなお調査をさせていただきたいと思っております。

○森戸座長 では、休憩しますかね。しばらく休憩します。

午後2時55分休憩

午後3時31分開議

○森戸座長 再開いたします。

休憩前に引き続き、第14条の政策立案についてであります。

附属機関の問題なんですけれども、この附属機関については、現状、条例としてあるのは、松江市議会と会津若松市議会があります。あと、三重県議会ということですかね。ただ、この問題については一定の総務省の見解もあるということで、そこを紹介していただきたいと思えます。

○飯田議会事務局次長 それでは、総務省行政課の見解をご紹介させていただきます。地方自治法上は、地方議会に附属機関を置くことを想定しておりません。そして、議会基本条例に基づく附属機関が議会に設置されたとしても、その場合は地方自治法に根拠を有しない機関となります。条例のみを根拠とする機関となるわけでございます。地方自治法の想定外の機関であることから、その委員の身分ですとか報酬についても検討課題は残っているとしております。条例の根拠があれば、附属機関の設置それ自体が違法であるということにはならないという見解でございますが、委員の報酬、身分について検討課題が残っており、もし委員報酬の支出に関し、場合によっては適法性を問う住民監査請求ですとか住民訴訟が提起される可能性があるというようなことが言われております。

○森戸座長 違法にはならないけれども、住民監

査請求をされたときのきちんとした根拠ということでは難しいところがあるということです。

第1項から第5項までこれは明示していますが、先ほど冒頭も言ったんですが、第1項と第3項は同じことを言っているというのもあるので、これは合体させることはできると。ただ、附属機関を設置するかどうかというところは議論が必要なところかなと思っています。そのほかに、「調査機関」と言っているところがあるんです。それは、調布市なども「調査機関」という言い方になっている、多摩市も「調査機関」になっていて、「調査機関」という言い方はあるかなと。皆さんから何かあれば。

○五十嵐議員 先ほど座長の方では、第1項と第3項が同じようなという言い方があったんですけども、地方自治法第100条の2の根拠になるものというのは(1)の方ですよ。次長の説明を聞いていると、(1)と(3)というのは必ずしも同じものではないのではないかと聞いていたんです。むしろ(3)の方は、いわゆる行政に設置されている何とか審議会とか、そういうものなのかなと思ったりして、だから、ここで条例に載せようとして、第100条の2を根拠にしようとするれば、私は(3)は要らないのではないかと考えていまして、むしろ(1)だけでいいのではないかと。これで「調査を活用することができる」という言い方もしていますし、そういうことでいいのではないかと思うんですが。

○鈴木議員 今、私も五十嵐議員のお話を聞いて、そういうやり方もいいのかなと。というのは、今、座長がおっしゃったように、多摩市、調布市、流山市も似たような捉え方なのかなと。

「政策調査会」という表現ですよ。附属機関ではないけれども、そういう機関を設けることができるとして。そういうことで一致できるのであれば、附属機関ではなく、(1)と(3)を一緒にするというよりも、(3)をなくして、そ

この表現を工夫して何かできないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○森戸座長 ということで、(3)を除いてということですね。

すみません、その前に、第14条の「議会は次に掲げる制度を」とあるんですが、これを「制度」と言うかどうかというのはなかなか難しいところもあって、「次に掲げる項目」とかいうことに反抗したらどうかというアドバイスも議会事務局から、違いましたか。次長、そこだけ説明していただけますか。

○飯田議会事務局次長 「次に掲げる制度を積極的に活用するものとし」と書いてございますが、「制度」が並んでいるというよりも、これは全て文章が並んでいて、「制度」という言い方でよろしいのかなというのがございます。ですので、号ではなくて、項立てでずっと並べるようにしてはどうかと考えておまして、そうしますと、「議会は積極的に調査活動を行い、議会の権能を十分に発揮し、政策立案を行うものとする」というように第1項をして、次に第2項として、「法第100条の2の規定に基づく」というような形で、号ではなくて項でずっと並べてはどうかと思っております。それで、第1項のところは、先ほど申し上げましたとおり、整合性をとるために文章を変えてはいかがかなと思っております。

○森戸座長 一応そういう意見があるということです。

ちょっと戻りますが、(3)をどうするか。例えば所沢市議会は、所沢市議会議員定数の在り方に関する審議会を所沢市議会議員定数の在り方に関する審議会設置条例を制定して、附属機関としてこういうものをやっているということが紹介されています。非常にグレーだというお話もあったんですけども、その辺りはどうするかなと。私にとっては余りいい例ではないんですけども。

所沢市議会の第100条の2に基づくものについ

ては、平成22年度の実績で、所沢市議会の議会基本条例制定以降の評価についてということで、法政大学の広瀬克哉先生に調査を依頼し、平成22年7月1日に議決をし、11月11日に調査報告会を開催したということであります。実際に活用しているのは所沢市ぐらいですかね。

○片山議員 今のは第100条の2に基づく、お一人の学識の方ということなんですよ。違うかもしれないんですが、立川市議会とかが作る時に学識の方に聞きながらというのは、それはまた作る段階だから違うかもしれないんですけど、ということですよ。

○森戸座長 立川市議会は、多分作る段階でそのようにしていると思うので、これはまたちょっと違うかなと思うんですけどもね。

○片山議員 これはどのように議論を進めていくのかなと今、思っているんですけども、最初におっしゃった制度のことについての第1項目の書き方のことと、号ではなくて項にするのかということと、それと今、号になっている1号と3号の検討と、前から課題になっているのは、4号についても公明党からのコメントもあるわけなんですけど、（「政策検討会」と呼ぶ者あり）はい、そういったことを順番にやっていくということなんですか。

○森戸座長 そうですね。順番にやっていくわけですけども、五十嵐議員からは、（1）と（3）は別のことを言っているのではないのかと。附属機関とあるけれども、第100条の2ではなく、純粹に附属機関ではないのかというご意見もありまして、その辺りはちょっと私も思い出せないものですから、今いろいろと探りながらやっていて申し訳ないんですけども。

ですから、今、項にするか、号にするかというのは置いておきたいなと。これも確か議論があったはずなんです。最初は項にしていたんです。そうしたら、それは違うのではないのかという意

見があって、最初に趣旨を述べて、号にした方がいいのではないかとって、号にしたんです。その点からすると、いろいろな経過があったなと思っています。

では、まず附属機関の設置なんですけど、これについてはいかがでしょうか。

○白井議員 できれば一個一個条文を見ていきたいとは思いますが、ずっと見ていまして、何かちょっと気持ち悪いとか、自分の中で腑に落ちてこないというところがありまして、全体を見ていまして、何でかと言うと、結局第1項にあるように「政策立案を行うものとする」と、それに対する五つの手段があると思うんです、この書き方で言うと。ただ、途中で、例えば第2項でも「政策立案に資するため」とか、第4項でも「政策を立案するため」とか、同じような「政策立案」という言葉がまた繰り返し出てきたり、あと、さっきの第1項と第3項の話もありましたけれども、捉え方によっては一つでいいのではないかと。ただ、厳密に見ていくと、別と言えば別ですよ。結局政策立案をするための手段が、ここで書かれているのは五つあると思うんですけども、果たして本当に五つなのか。もしくは、どういう場合はこれ、どういう場合はこれみたいな、漏れなくダブリなく、こういった場合はこう、そういう厳密な分け方はできないかもしれないんですけども、使い方の根拠みたいなものを含めて、これを使うというように定義できれば一番きれいだなと思ったんですが、なかなかそのようにきれいにはできないと思うんですけども、そういった点ももしかしたら市民目線から見ても分かりにくい形になっているのではないかと思うので、一個一個やるというよりは、今、書かれている手段がどういう場合、もしくは何のためにそれを使うのかという、そこを一旦概念的なところを整理した方がいいのかなという気はしました。意見を述べておきます。

○森戸座長 一つ一つの概念的なものをはっきりさせた方がいいと。

○板倉議員 事務局次長から先ほど総務省の見解なども述べられているわけですよ。地方自治法でうたわれているのは第100条の2、調査をさせることができる。だから、法律上で公費を充てることが明確に保障されているのは、調査なんです。附属機関の場合には住民監査請求などが起きる可能性もあるという見解が示されている中で、そこをどう整理するかというのも一つの観点としてあると思うんですよ。そこが整理されないと、調査機関を設ける、もう一つ附属機関を設けるのかという議論になると思うんです。だから、その範囲が広がってしまう可能性があると思っていて、もし地方自治法の規定に従っていくのであれば、学識経験者に調査をお願いすると、そこが一本になっていく可能性があると思うんです。そこを整理しないと、範囲が広がるのか、限定されるのかというところがあって、そこを整理した方がいいと思っています。

○森戸座長 附属機関について、違法にはならないけれども、もし何か問題があったときに住民監査請求などが起こったときにどうなのかということなんです。ですから、他市でやっているところもあるということも踏まえて、私たちがどう地方自治法を切り開いていくかという観点に立てばどうなんだろうということですね。というか、よく言われるのは、市長には600人のスタッフがついているわけです。私たち議会には、24人プラス議会事務局という中でのお互いの切磋琢磨を行うといったときに、余りにも違いがあり過ぎるということからすれば、例えば本来それぞれの会派に議会事務局なり、政務秘書ではないけれども、そういう人がいてちゃんとやれるということだったらいいわけですが、そういう体制にもならないということからすれば、この議会能力をどうやったら高められるのかという観点からここは考え

る必要があるのではないかと。そういう意味での専門的知見の活用、もしくは審議会などを作ってやることもあるかもしれない。いろいろな形で議会としての政策立案を高める方法を私たちが考え、市長に対等に政策をぶつけるということが必要だから、ほかの市議会はやっているのかなと思うんですけれども、市長と議会の違いのところずっと長年それは言われ続けてきたことなんです。

いつか栗山町議会の事務局長だった先生に講義をしていただいたときだったか、法律でだめと書いていないものは議会であって、どんどんやっていくべきだということをおっしゃっていたかなというのが印象に残っているんですけれども、それをどこまでやるかということではあるかなと思うんですけれども。

○五十嵐議員 決定的に違うのが、行政は執行権を持って執行するわけですよ。だから、行政に審議会のような附属機関があって、それに様々な提言をもらって執行していくということなんだと思うんですけれども、議会というのは、逆に提案をする場所、執行する場所ではなくて提言、提案する場所ではないかと思うんです。だから、例えば議会として専門家の意見を聞く、調査する、様々な手だてを使って一つの政策を作り上げることはいいいんだけれども、それを議会は提案していくという役割なんだと思うんですよ。だから、議会の中に附属機関があると、場合によっては同列のものが二つあるみたいな、そんなイメージにもなりかねないと思って、あくまで議会としていろんなものを作りながらも、議会として提案していくように考えると、附属機関を置くというのはもしかしたら違うのかなという感じもしないでもないんですよ。議会としては、もちろん専門家も使うし、それから調査もしてもらおうというのはいいいと思うんですけれども、でも取りまとめていくのは議会なのではないかとも思うんですけれども。

○宮下議員 今の五十嵐議員のを聞いていて、だんだん思い出したんですけれども、公明党のコメントのところも、たたき台の意見集約用紙、結構前のやつですけれども、ここでは「附属機関の設置は了とするが」とうたって、その後、「議会の持つ議決権などの特性を見極め、附属機関の設置には慎重な判断が必要である」と言っているんですね。ですから、変な言い方ですけれども、議会自体が附属機関といっちは変ですけれども、一定審議しながらいろんなことを議論を深めていくという場が議会だと思うので、その議会が更に附属機関に丸投げするというのは変ですけれども、何か議論を任せるといのもちょっと余り適切ではないのかなと。それを言うんだったら、第100条の2に書いてあるとおりに、調査とか専門調査ということではっきりした目的を与えて調査してもらおうという方が、議会が使う言葉としては附属機関ではなくて調査機関とか、そっちの方がさまになるのかなと思うんですね。

○森戸座長 それが公明党の意見ということですね。

○白井議員 もし分かれば事務局に教えていただきたいんですが、先ほど座長の方から所沢市議会、広瀬教授を筆頭とした学識者に議会基本条例の運用状況をチェックをお願いしたというようなことをおっしゃられたんですけれども、これが例えば第100条の2でできるのかどうかという点はどうですか。要するに、議会のことですね。だから執行部のことではないので、どのように解釈すればいいのかなと。

○飯田議会事務局次長 今、即答できませんので、調べさせていただきたいと思います。

○森戸座長 どうなんですかね、その辺り。やるとしたら、市議会の運営に関して審議会を設けるということですね。そういうことをやっているところはあると。流山市議会も、これも調査を依頼したりはしているんですね。これも第100条

の2で。附属機関とはまたちょっと違うんですけどもね。例えば、私たちも今の条例を作って、一回調査を依頼したいということも、地方自治法上はやれなくはないということですよ、局長。

○加藤議会事務局次長 その部分なんですけれども、まず専門的知見の活用というところで、今あるのですと、「議会運営の実際」の22巻に載っているところを見ますと、「議会は議案の審査、当該団体の事務の調査のために必要があれば学識経験者に調査させることができるようになりました」と、これは第100条の2のことです。「専門的知見の活用などの表現をしていますので、何か変わったイメージを与えますが、学識経験者など専門家に調査を依頼することができることを指します」と。「調査を依頼する相手方は、個人だけでなく、法人でもよい。当該団体の内外を問わない。議員が専門家であっても、議員は議会で論議すべき地位にあるので対象にはならない。学識経験者は一人だけでなく、複数であってもよく、合議による調査もできる」と書かれています。全国市議会議長会とか、そういう議会団体は議長にも長と同じく附属機関を設置できるよう主張していましたが、地方制度調査会はこれを認めなかったため、かわりに一人または複数による学識経験者への調査依頼を制度化したものです。複数の学識経験者を活用できるのなら、議会団体の要望どおり、附属機関を認めても同じことですよというようなことが書いてありまして、なので実質的には、先ほど申し上げたような複数であっても、団体であっても、法人であっても、個人であってもということで、かなり幅広くその辺の調査の専門家に依頼できるというところでは、機関として設けるということではなくて、調査先が今、言ったような多様な形で、複数もしくは団体ということもできるということであれば、実質的には附属機関を認めたのと同程度のそういう調査をさせる機能があるのではないかというのがこの本の解説で

言われていることなので、ということからすると、果たして今の条文の中のうたい方として、ここで言っている1号と3号の部分で言うと、その部分を分けて考える必要があるのかどうかと、素朴に見ると私はそういう感想は持ちますけれども。

○五十嵐議員 その「附属機関」という言い方がどう表現するかみたいなどころがあって、さっき言った、いろいろと指摘されたら監査請求などされたらという、かなりグレーな部分を想定しているということは、かなり今ある、行政が持っている附属機関をイメージしているような感じもするので、「附属機関」という言い方はそういう意味では誤解という感じもあるので、私は余り言葉としては使わない方がいいのかなと思ったりするんです。だから、調査としては実態上、数人の人にも調査の依頼はできるというのは、そのとおりのわけだから、それはそれで何ら問題ないと思うんですけれども、言葉としては余り使うのに適当でないような気がします。

○森戸座長 「調査機関」と言う方がいいかもしれないですね。

○鈴木議員 先ほど次長が言われたように、号を項にするとか、ここは皆さんでどういうおさまりがいいかというところは整理する方がいいのかなと思うのと、今の話ですけれども、「附属機関」、多摩市の場合は単純にここは「必要な機関」としているんですね。だから、小金井市の場合も「附属」ととれば全く問題なく運用できませんかね。皆さんの思いも踏まえた上で。

○片山議員 ただ、最初がそうだったんですね。最初は「必要な機関」としていたのを、いろいろ変えていってそうなったと思うんですよ。最初のところからの変遷をもう少し振り返って整理していった方がいいような気がします。

○森戸座長 もう一回整理すると、局長が読まれたのは、市政全般の条例提案とか政策立案ということも含んでの話……。

○加藤議会事務局長 条文どおり、議案の審査と当該団体の事務の調査ですから、事務は全部入ります。

○森戸座長 だから、それについて複数で合議でやることはできると。それを「機関」と呼ぶかどうかということはありませんよね。

経過として、「附属機関」というのを入れた経過がどこにあるのかという片山議員のご意見もあるわけです。多分第100条の2と「附属機関」は別に位置付けた方がいいのではないかと議論があったようにも思うんです。ここは非常に意見が分かれたところなんです。政策検討会についてもそうですし、附属機関の設置についてもいろいろ意見が分かれたところかなと思っていて、最初は「議会は、審査、諮問または調査のため必要な機関を設置することができる」と委員長のたたき台はしていたんです。例えば民主党からは、「議決により必要な外部機関を」とした方がいいのではないかとのご意見があり、公明党からは、必要な機関の設置についてももう少し掘り下げた調査を求めたいというご意見がありました。ほかには、自民党からは、機関を設置する場合には議長が速やかに予算措置をとるような取り決めを求めると。

○中山議員 そうなんですが、「第3号の附属機関は審査、調査のために議会に対して専門的知見から公平な助言ができる外部のメンバーで構成される議会の諮問機関となるようにすることが条件であり」ということで、併せて意見をさせていたでいております。

○森戸座長 それはどこかに書いてあった。

○中山議員 意見集約に。

○森戸座長 ということでありまして、かなり議論をしながらここに至ったかなと思っています。全体的には討議を深めるということになって、不一致もありながら、ここまで来たかなと。

○片山議員 参考人と公聴会についても、ここにあったのが別になっていたというような経過が

あったと思うので、いろいろ整理をしながら進んでいるのかなとは思いますが、ですので、ただ、調査、政策立案という大きなところでのどういったことができるかという整理をもう一回ここで改めてしてみたらいいのではないかと思います。

○森戸座長 ということですね。民主党が外部機関ということもおっしゃったり、一定そういうものは必要だという声もあって、それで「附属機関」という言い方にここはなったのかなと思うんです。ただ、大もとを考えると、第100条の2との関係できちんと整理をした形では、そういう議論はしていなかった。第2項の議論としては余りしていなかった。だから、ここで改めて議論して整理をするということは必要だと。公明党と自民党からも意見を頂いていて、自民党もさっき言われたように、外部のメンバーで構成される議会の諮問機関となるようにすることが条件だということなので、その意味合いというのはあれですかね。

○中山議員 以前、議会の中で非常に専門的な議論があったときがありましたよね。例えば、駅前再開発の不動産の鑑定とか、それで日本共産党も高い書籍を購入されているいろいろ研究しようとしたけれども、弁護士や家屋調査士が分かりませんが、調査しようとしたけれども、調査に限界があると。そこは公平に議会として、政党や会派関係なく、専門的な知見からどうなのかというのは分からないと議論が進められないというのは、経験からその必要性というのを感じてはいたんです。

ただ、これもまた別の議論になるので、ご指摘があるかもしれませんが、例えば議会基本条例で専門家の意見を聞こうといったときに、私たちがお願いしていた講師の方は予算上呼んでもらえなかったということもあって、非常に偏った勉強会になったかなという気持ちもあるんです。それはいい、悪いは別として、今、例として挙げていて、第三者の意見をお伺いするにしても、偏らないよ

うにしていくというのは難しいなというのがあって、こういった専門的な機関を置くのであれば、きちんと予算付けして、議会の中で共通的な判断のもとで設置するというのであれば、ある一定機能したとすれば、いい意味を持つのかなと。ただ、その事業を推進したい方と進めたくないという方の二つの考え方があって、特に専門家の方や研究者の方、学者の方なんかを呼んだ場合には、その方の考え方一つで意見が流れるということもあって、設置とかそういうのには慎重にやる必要があるなというのは感じているところではあるんですが、専門的な分野で、どうしても不動産鑑定だとか、そういった分野などは特に我々は専門家ではありませんので、そういった意見は聞きたいというのは正直なところではありました。

○森戸座長 そういう意味で、先ほどあった2人と言っていらっしゃるのは、相反する場合に両方の専門家を呼ぶということだってあり得る話ですよ。

いかがでしょうか。「附属機関」という言い方になるのか、「専門的知見」にまとめるのかという点で、会派に持ち帰っていただく上で議論しておいた方がよいことがあれば、出していただければと。流山市議会も流山市議会基本条例の制定に向けてということで、早稲田大学マニフェスト研究所の北川氏を招いて、策定に当たって専門家の知見を聞いたということをされています。(1)と(3)が同じような、織り交ざって今、議論はしているんですけども。

○斎藤議員 1号と3号は似ているんですけども、「附属機関の設置」というのと、「機関に調査を委託する」、要するに外部機関に委託するという関係なのかなと。実際に附属機関を設置して継続的にやっていくものは逆にあるのかなと。逆に、ある案件に関して外部に委託をする、シンクタンクというか、その辺もどのように捉えるか。1号と3号は大体同じことを言っているんだろう

と私も思っています。少し形態の違いではないかなというところで、うまく1号と3号を合わせた条文をずっと考えていたんですけれども、なかなかうまくまとまらないんですけれども、一つ、シンクタンクというようなイメージも入れてみたらどうかと思っています。

○森戸座長 ありがとうございます。そういう言い方もありますよね。味方をつけていくというか、こちらも理論武装ができるという。

○宮下議員 今ふと思ったんですけれども、議員の政務活動費でシンクタンクに依頼することはできるんですか。

○飯田議会事務局次長 調査を委託することはできるようになっておりまして、それは可能でございます。

○森戸座長 だから、各会派が調査を委託するということはありますよね。ただ、議会として、例えば何らかの調査、条例を作ったり、重要施策で、これはちょっと調査が必要だといったときに、継続的になるのかどうかは別にしても、審議会なり何なりで一緒に議論しながら作り上げていくと、そういうことはどうなんですかね。例えば、空家の対策条例なんか作るとなったら、議会だけの力ではできなくて、当然専門家を含めた知見がないとできないというのがありますよね。そういう場合に、審議会を作って、議会代表と一緒に議論しながら条例を策定していくということがあるのかな。そういうのはないのか。審議会は審議会でも議論してもらって、そこで策定してもらったものを議会が受け止めて、議会がそれについてまた議論していくという形なんですかね。そこには専門的な人たちが入っていることの、箔がつくとしたらおかしいけれども、一定の論拠をもって作っていただくことはできると。それをもって政策立案、更に議会で深めていくということもありますよね。

例えば、空家対策なんかは警察に一定意見が必要だとか、私有財産の権利の問題で弁護士の知見

が必要だとか、結構大変なものがあるんですよ。そういうときに審議会なんかを作って議論してもらって、その報告を受けて議会で更に条例提案する。条例そのものを作らなくてもいいんですけども、こういう見解であるというのを出してもらって、それに基づいて条例を提案するというようなことがあるかなと、具体的には。

○中山議員 議会基本条例で先行していました所沢市の市議会議員の方も来ていただいたかと思うんですが、その所沢市の議会基本条例の文書などを参考にしますと、地方自治法に根拠を有しない機関とはなっているけれども、自治体議会の附属機関の設置ということであれば、例えば東京都千代田区議会の政務調査研究費交付額等審査会、それから宮城県議会情報公開審査会など、機能上、附属機関と位置付けられる機関は既に自治体議会に設置されている実例があるということのようです。

○森戸座長 政務活動費の問題とかね。そういう意味では、議会運営についても、そういう審査会なりを設けて行くと。政務活動費が本当に妥当かどうかということを審査してもらったり、ある意味、第三者機関にチェックをしてもらって評価してもらおうということだってある話、妥当かどうかは監査がやるんだけどね。（「海外視察」と呼ぶ者あり）海外視察をやるかどうか。

○五十嵐議員 さっきの空家条例の例ですけれども、仮にそういうものを想定した場合、作り上げるのは議会だと思うんですよ。専門家、いわゆる専門部署の警察とか、いろいろほかの機関の調査は必要だと思うんです。だから、個別にどこの調査が必要だということをデータを集めてやることは必要なんですけれども、まとめ上げるのは議会の仕事になると思うんですよ。

○宮下議員 今の空家条例のところはずっと考えていたんですけれども、今、五十嵐議員の意見はすぐすとんと落ちたんですよ。やるとしたらで

すけれども、当然警察もそうだし、道路行政もそうだし、建築関係も入ってくるし、自治会もそうだしということで、いろいろ多岐にわたると思うんですよね。そういったものを、シンクタンクの皆さん、調査してくださいでは、議会は何を働いたのかということになってしまうのかなと、今、聞いていて、それを思うと、個々に調査してくださいとして、すばんと球を投げておいて、戻ってきた報告書をもとに練り上げるのが私たちの仕事なのかなと、その場合はですよ、というようなことを今、思っていて、そうなると、確かにシンクタンクとかいうよりは調査かなと。要するに、議会として格好いいというか、働いていますということにはなるのかなと思うんですけれども。

○森戸座長 分かりました。

4時25分を回ってしまして、この辺り、もうちょっと議論を進めていくということで、本日はこの程度にしたいと思うんですが、もうちょっと皆さんの方でも考えていただければと思いますので、よろしいでしょうか。重要なところなので。

(「これは持ち帰りなし」と呼ぶ者あり) はい、これは持ち帰りなしです。また改めてということになります。今日、幾つか持ち帰っていただいたことがありますので、それはまた後で協議会でいつまでということを確認したいと思えます。

では、その他で皆さんの方から何かございますか。よろしいですか。

それでは、本日の議会基本条例策定代表者会議を終了いたします。

午後4時24分閉会